

## 昭和五十二年通商産業省令第二十四号

揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則

揮発油販売業法（昭和五十一年法律第八十八号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、揮発油販売業法施行規則を次のように制定する。目次

## 第一章 総則（第一条―第二条の十六）

## 第二章 登録

第一節 揮発油販売業者の登録（第三条―第九条）

第二節 揮発油特定加工業者の登録（第九条の二―第九条の七）

第三節 軽油特定加工業者の登録（第九条の八―第九条の十三）

## 第三章 品質の確保

第一節 揮発油の品質の確保（第十条―第二十一条）

第二節 軽油の品質の確保（第二十二―第二十六条）

第三節 灯油の品質の確保（第二十七条―第三十一条）

第四節 重油の品質の確保（第三十二―第四十六条）

第三章の二 登録分析機関（第四十七条―第五十五条）

第四章 雑則（第五十六条―第六十四条）

## 附則 第一章 総則

## （用語）

第一条 この省令において使用する用語は、揮発油等の品質の確保等に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。（石油製品）

第一条の二 法第二条第一項の経済産業省令で定める炭化水素油（炭化水素その他の物の混合物又は単一の炭化水素を含む。以下同じ。）及び石油ガス（液化したものを含む。）は、炭素数三又は四の炭化水素を主成分とする石油ガス（液化したものを含む。）とする。

（揮発油の蒸留性状の試験方法）

第一条の三 法第二条第二項の経済産業省令で定める蒸留性状の試験方法は、産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）K二二五四号（石油製品―蒸留試験方法）の常圧法蒸留試験方法で定める試験方法とする。

（揮発油の減失量加算九十パーセント留出温度）

第一条の四 法第二条第二項の経済産業省令で定める温度は、百八十度とする。

（給油設備）

第二条 法第二条第三項の経済産業省令で定める給油設備とは、タンク、配管、ポンプ、計量器及び給油管をいう。

（揮発油と同じ用途に用いることができる石油製品）

第二条の二 法第二条第三項の経済産業省令で定める揮発油と同じ用途に用いることができる石油製品は、灯油とする。

（混和対象物）

第二条の三 法第二条第六項の石油製品ごとに経済産業省令で定める混和対象物は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 揮発油に混和する場合にあつては、エタノール又はエチルターシャリーブチルエーテル

二 軽油に混和する場合にあつては、脂肪酸メチルエステル

（軽油の蒸留性状の試験方法）

第二条の四 法第二条第八項の経済産業省令で定める蒸留性状の試験方法は、日本産業規格K二二五四号（石油製品―蒸留試験方法）の常圧法蒸留試験方法で定める試験方法とする。

（軽油の九十パーセント留出温度）

第二条の五 法第二条第八項の経済産業省令で定める温度は、三百六十度とする。

（軽油の残留炭素分の試験方法）

第二条の六 法第二条第八項の経済産業省令で定める試験方法は、日本産業規格K二二七〇―一号（原油及び石油製品―残留炭素分の求め方）又は日本産業規格K二二七〇―二号（原油及び石油製品―残留炭素分の求め方）で定める試験方法とする。

（軽油の残油に対する重量割合）

第二条の七 法第二条第八項の経済産業省令で定める割合は、〇・一パーセントとする。

（軽油と同じ用途に用いることができる石油製品）

第二条の八 法第二条第九項の経済産業省令で定める軽油と同じ用途に用いることができる石油製品は、灯油及び重油とする。

（灯油の蒸留性状の試験方法）

第二条の九 法第二条第十一項の経済産業省令で定める蒸留性状の試験方法は、日本産業規格K

二二五四号（石油製品―蒸留試験方法）の常圧法蒸留試験方法で定める試験方法とする。

（灯油の九十五パーセント留出温度）

第二条の十 法第二条第十一項の経済産業省令で定める温度は、二百七十度とする。

（灯油と同じ用途に用いることができる石油製品）

第二条の十一 法第二条第十二項の経済産業省令で定める灯油と同じ用途に用いることができる石油製品は、軽油とする。

（重油の蒸留性状の試験方法）

第二条の十二 法第二条第十三項の経済産業省令で定める蒸留性状の試験方法は、日本産業規格K二二五四号（石油製品―蒸留試験方法）で定める試験方法とする。

（重油の九十パーセント留出温度）

第二条の十三 法第二条第十三項の経済産業省令で定める温度は、三百六十度とする。

（重油の残留炭素分の試験方法）

第二条の十四 法第二条第十三項の経済産業省令で定める試験方法は、日本産業規格K二二七〇―一号（原油及び石油製品―残留炭素分の求め方）又は日本産業規格K二二七〇―二号（原油及び石油製品―残留炭素分の求め方）で定める試験方法とする。

（重油の残油に対する重量割合）

第二条の十五 法第二条第十三項の経済産業省令で定める割合は、〇・一パーセントとする。

（海底の掘削又は天然資源の掘採の用に供する施設）

第二条の十六 法第二条第十四項の経済産業省令で定める海底の掘削又は天然資源の掘採の用に供する施設は、鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）第一条第二項第二十三号にいう掘削バージ（以下「掘削バージ」という。）及び同項第二十四号にいう海洋掘採施設（以下「海洋掘採施設」という。）とする。

（重油と同じ用途に用いることができる石油製品）

第二条の十七 法第二条第十四項の経済産業省令で定める重油と同じ用途に用いることができる石油製品は、軽油とする。

第二章 登録

## 第一節 揮発油販売業者の登録

第三条 法第四条第一項の規定により法第三条の登録を受けようとする者（以下この条において

「申請者」という。）は、二以上の経済産業局の管轄区域内に給油所を設置して揮発油販売業を行おうとする場合にあつては経済産業大臣に、一の経済産業局の管轄区域内のみに給油所を設置して揮発油販売業を行おうとする場合にあつては当該給油所の所在地を管轄する経済産業局長に様式第一による申請書を提出しなければならない。

2 法第四条第二項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 給油所ごとの事業の開始の日

二 給油所ごとの揮発油の購入先

三 給油所ごとの品質管理者の氏名

四 給油所ごとの揮発油の分析に使用する分析設備の種類又は揮発油の分析を委託する登録分析機関の名称

五 所要資金の額及び調達方法

3 法第四条第二項の事業計画書は、様式第二によるものとする。

4 法第四条第二項の経済産業省令で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 申請者が法第六条第一項第一号から第四号までに該当しないことを誓約する書面

二 品質管理者が第十一条に規定する資格を有する者であることを証する書面

三 給油所ごとに前項の事業計画書に記載した分析設備を使用すること又は登録分析機関に揮発油の分析を委託することが可能であることを証する書面

四 申請者が法人である場合はその法人の登記事項証明書

第四条及び第五条 削除

（揮発油販売業者の承継の届出）

第六条 法第七条第二項の規定により揮発油販売業者の地位の承継の届出をしようとする者は、様式第三による届出書に次の書類を添付して、経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

一 法第七条第一項の規定により揮発油販売業者の事業の全部を譲り受けて揮発油販売業者の地位を承継した者にあつては、様式第三の二による書面及び事業の全部の譲渡があつたことを証する書面

二 法第七条第一項の規定により揮発油販売業者の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたもの

にあつては、様式第四による書面及び戸籍謄本

三 法第七条第一項の規定により揮発油販売業者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、様式第五による書面及び戸籍謄本

四 法第七条第一項の規定により合併によつて揮発油販売業者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

五 法第七条第一項の規定により分割によつて揮発油販売業者の地位を承継した法人にあつては、様式第五の二による書面及びその法人の登記事項証明書

六 揮発油販売業者の地位を承継した者が法第六条第一項第一号から第四号までに該当しないことを誓約する書面

**第七條** 法第八条第一項の規定により変更登録を受けようとする者は、様式第六による申請書を経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、給油所を新設しようとする場合にあつては様式第二による事業計画書並びに第三条第四項第二号及び第三号に掲げる書類を、法人がその業務を行う役員を変更する場合にあつては、その者が法第六条第一項第一号から第三号までに該当しないことを誓約する書面を添付しなければならない。これらの場合において、第三条第四項第三号中「給油所」とあるのは「変更に係る給油所」と読み替えるものとする。

**（揮発油販売業者の変更の届出）**

**第八条** 法第八条第三項の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第七による届出書を法第三条の登録又は法第八条第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

**（揮発油販売業者の廃止の届出）**

**第九条** 法第九条の規定により揮発油販売業者の廃止の届出をしようとする者は、様式第八による届出書を法第三条の登録又は法第八条第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

**第二節 揮発油特定加工業者の登録**

**（揮発油特定加工業者の登録の申請）**

**第九条の二** 法第十二条の三第一項の規定により法第十二条の二の登録を受けようとする者（以

下この条において「申請者」という。）は、二以上の経済産業局の管轄区域内に特定加工するための設備を設置して揮発油特定加工業を行おうとする場合にあつては経済産業大臣に、一の経済産業局の管轄区域内のみに特定加工するための設備を設置して揮発油特定加工業を行おうとする場合にあつては当該特定加工するための設備を設置する場所の所在地を管轄する経済産業局長に様式第八の二による申請書を提出しなければならない。

2 法第十二条の三第二項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 特定加工する場所ごとの事業の開始の日

二 特定加工する場所ごとの特定加工に用いる揮発油及び混和対象物の購入先

三 特定加工して生産した揮発油の分析に使用する分析設備の種類又は当該揮発油の分析を委託する登録分析機関の名称

3 法第十二条の三第二項の事業計画書は、様式第八の三によるものとする。

4 法第十二条の二第二項の経済産業省令で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 申請者が法第十二条の五第一項各号に該当しないことを誓約する書面

二 前項の事業計画書に記載した分析設備を使用すること又は登録分析機関に揮発油の分析を委託することが可能であることを証する書面

三 申請者が法人である場合は、その法人の登記事項証明書

四 特定加工するための設備の取扱い及び維持管理に関する手引書

**（揮発油特定加工業者が特定加工するための設備の構造の基準）**

**第九条の三** 法第十二条の五第一項の経済産業省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 揮発油と混和対象物との混和が、第十条に規定する揮発油の規格（以下「揮発油規格」という。）に適合する比率で行うことができるものであること。

二 揮発油と混和対象物とが均一に混和された揮発油を生産できるものであること。

三 揮発油が揮発したものの漏洩による性状の変化を防止できるものであること。

四 混和対象物としてエタノールを用いる場合にあつては、水分の混入による性状の変化を防止できるものであること。

**（揮発油特定加工業者の承継の届出）**

**第九条の四** 法第十二条の八において準用する法第七条第二項の規定により揮発油特定加工業者の地位の承継の届出をしようとする者は、様式第八の四による届出書に次の書類を添付しなければならない。

一 法第十二条の八において準用する法第七条第一項の規定により揮発油特定加工業者の事業の全部を譲り受けて揮発油特定加工業者の地位を承継した者にあつては、様式第八の五による書面及び事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面

二 法第十二条の八において準用する法第七条第一項の規定により揮発油特定加工業者の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式第八の六による書面及び戸籍謄本

三 法第十二条の八において準用する法第七条第一項の規定により揮発油特定加工業者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、様式第八の七による書面及び戸籍謄本

四 法第十二条の八において準用する法第七条第一項の規定により合併によつて揮発油特定加工業者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

五 法第十二条の八において準用する法第七条第一項の規定により分割によつて揮発油特定加工業者の地位を承継した法人にあつては、様式第八の八による書面及びその法人の登記事項証明書

六 揮発油特定加工業者の地位を承継した者が法第十二条の五第一項各号に該当しないことを誓約する書面

**（揮発油特定加工業者の変更登録の申請）**

**第九条の五** 法第十二条の六第一項の規定により変更登録を受けようとする者は、様式第八の九による申請書を経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、特定加工するための設備を新設しようとする場合にあつては様式第八の三による事業計画書並びに第九条の二第四項第二号及び第四号に掲げる書類を、法人がその業務を行う役員を変更する場合にあつてはその者が法第十二条の五第一項第一号から第三号までに該当しないことを誓約する書面を添付しなければならない。

**（揮発油特定加工業者の変更の届出）**

**第九条の六** 法第十二条の六第三項の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第八の十による届出書を法第十二条の二の登録又は法第十二条の六第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

**（揮発油特定加工業者の廃止の届出）**

**第九条の七** 法第十二条の八において準用する法第九条の規定により揮発油特定加工業者の廃止の届出をしようとする者は、様式第八の十一による届出書を法第十二条の二の登録又は法第十二条の六第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

**第三節 軽油特定加工業者の登録**

**（軽油特定加工業者の登録の申請）**

**第九条の八** 法第十二条の十第一項の規定により法第十二条の九の登録を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、二以上の経済産業局の管轄区域内に特定加工するための設備を設置して軽油特定加工業を行おうとする場合にあつては経済産業大臣に、一の経済産業局の管轄区域内のみに特定加工するための設備を設置して軽油特定加工業を行おうとする場合にあつては当該特定加工するための設備を設置する場所の所在地を管轄する経済産業局長に様式第八の十二による申請書を提出しなければならない。

2 法第十二条の十第二項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 特定加工する場所ごとの事業の開始の日

二 特定加工する場所ごとの特定加工に用いる軽油及び混和対象物の購入先

三 特定加工して生産した軽油の分析に使用する分析設備の種類又は当該軽油の分析を委託する登録分析機関の名称

3 法第十二条の十第二項の事業計画書は、様式第八の十三によるものとする。

4 法第十二条の十第二項の経済産業省令で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 申請者が法第十二条の十二第一項各号に該当しないことを誓約する書面

二 前項の事業計画書に記載した分析設備を使用すること又は登録分析機関に軽油の分析を委託することが可能であることを証する書面

三 申請者が法人である場合は、その法人の登記事項証明書

四 特定加工するための設備の取扱い及び維持管理に関する手引書  
(軽油特定加工業者が特定加工するための設備の構造の基準)

**第九条の九** 法第十二条の十二第一項の経済産業省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 軽油と混和対象物との混和が、第二十二条に規定する軽油の規格（以下「軽油規格」という。）に適合する比率で行うことができるものであること。

二 軽油と混和対象物とが均一に混和された軽油を生産できるものであること。

(軽油特定加工業者の承継の届出)

**第九条の十** 法第十二条の十五において準用する法第七条第二項の規定により軽油特定加工業者の地位の承継の届出をしようとする者は、様式第八の十四による届出書に次の書類を添付して、経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

一 法第十二条の十五において準用する法第七条第一項の規定により軽油特定加工業者の事業の全部を譲り受けて軽油特定加工業者の地位を承継した者にあつては、様式第八の十五による書面及び事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面

二 法第十二条の十五において準用する法第七条第一項の規定により軽油特定加工業者の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式第八の十六による書面及び戸籍謄本

三 法第十二条の十五において準用する法第七条第一項の規定により軽油特定加工業者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、様式第八の十七による書面及び戸籍謄本

四 法第十二条の十五において準用する法第七条第一項の規定により合併によつて軽油特定加工業者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

五 法第十二条の十五において準用する法第七条第一項の規定により分割によつて軽油特定加工業者の地位を承継した法人にあつては、様式第八の十八による書面及びその法人の登記事項証明書

六 軽油特定加工業者の地位を承継した者が法第十二条の十二第一項各号に該当しないことを誓約する書面

(軽油特定加工業者の変更登録の申請)

**第九条の十一** 法第十二条の十三第一項の規定により変更登録を受けようとする者は、様式第八の十九による申請書を経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、特定加工するための設備を新設しようとする場合にあつては様式第八の十三による事業計画書並びに第九条の八第四項第二号及び第四号に掲げる書類を、法人がその業務を行う役員を変更する場合にあつてはその者が法第十二条の十二第一項第一号から第三号までに該当しないことを誓約する書面を添付しなければならない。

(軽油特定加工業者の変更の届出)

**第九条の十二** 法第十二条の十三第三項の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第八の二十による届出書を法第十二条の九の登録又は法第十二条の十三第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

(軽油特定加工業者の廃止の届出)

**第九条の十三** 法第十二条の十五において準用する法第九条の規定により軽油特定加工業者の廃止の届出をしようとする者は、様式第八の二十一による届出書を法第十二条の九の登録又は法第十二条の十三第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

### 第三章 品質の確保

#### 第一節 揮発油の品質の確保

**第十条** 法第十三条の揮発油の規格として経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。

一 鉛が検出されないこと。

二 硫黄分が〇・〇〇一質量百分率以下であること。

三 メチルターシャリーブチルエーテルが七体積百分率以下であること。

四 酸素分が一・三質量百分率以下であること。

五 ベンゼンが一体積百分率以下であること。

六 灯油の混入率が四体積百分率以下であること。

七 メタノールが検出されないこと。

八 エタノールが三体積百分率以下であること。

九 實在ガムが百ミリリットル当たり五ミリグラム以下であること。

十 オレンジ色であること。

2 前項第一号に定める鉛が検出されないこととは、日本産業規格K二二五五号(石油製品―ガソリン―鉛分試験方法)の原子吸光A法又は原子吸光B法で定める試験方法により測定した場合において、その結果が一リットル当たり〇・〇〇一グラム以下であることをいう。

3 第一項第二号に定める数値は、日本産業規格K二五四一―一号(原油及び石油製品―硫黄分試験方法)で定める試験方法、日本産業規格K二五四一―二号(原油及び石油製品―硫黄分試験方法)で定める試験方法、日本産業規格K二五四一―六号(原油及び石油製品―硫黄分試験方法)で定める試験方法又は日本産業規格K二五四一―七号(原油及び石油製品―硫黄分試験方法)で定める試験方法により測定した場合における数値とする。

4 第一項第三号に定める数値は、日本産業規格K二五三六―二号(石油製品―成分試験方法)で定める試験方法、日本産業規格K二五三六―四号(石油製品―成分試験方法)で定める試験方法、日本産業規格K二五三六―五号(石油製品―成分試験方法)で定める試験方法又は日本産業規格K二五三六―六号(石油製品―成分試験方法)で定める試験方法により測定した場合における数値とする。

5 第一項第四号に定める数値は、日本産業規格K二五三六―二号(石油製品―成分試験方法)で定める試験方法、日本産業規格K二五三六―四号(石油製品―成分試験方法)で定める試験方法又は日本産業規格K二五三六―六号(石油製品―成分試験方法)で定める試験方法により測定した場合における数値とする。

6 第一項第五号に定める数値は、日本産業規格K二五三六―二号(石油製品―成分試験方法)で定める試験方法、日本産業規格K二五三六―三号(石油製品―成分試験方法)で定める試験方法又は日本産業規格K二五三六―四号(石油製品―成分試験方法)で定める試験方法により測定した場合における数値とする。

7 第一項第六号に定める数値は、日本産業規格K二五三六―二号(石油製品―成分試験方法)で定める試験方法又は日本産業規格K二五三六―四号(石油製品―成分試験方法)で定める試験方法により測定した場合における数値とする。

8 第一項第七号に定めるメタノールが検出されないこととは、日本産業規格K二五三六―二号(石油製品―成分試験方法)で定める試験方法、日本産業規格K二五三六―四号(石油製品―成分試験方法)で定める試験方法、日本産業規格K二五三六―五号(石油製品―成分試験方法)で定める試験方法又は日本産業規格K二五三六―六号(石油製品―成分試験方法)で定める試験方法により測定した場合において、その結果が〇・五体積百分率以下であることをいう。

9 第一項第八号に定める数値は、日本産業規格K二五三六―二号(石油製品―成分試験方法)で定める試験方法、日本産業規格K二五三六―四号(石油製品―成分試験方法)で定める試験方法又は日本産業規格K二五三六―六号(石油製品―成分試験方法)で定める試験方法により測定した場合における数値とする。

10 第一項第九号に定める数値は、日本産業規格K二二六―一号(石油製品―自動車ガソリン及び航空燃料油―實在ガム試験方法―噴射蒸発法)で定める試験方法により測定した場合における数値とする。

(揮発油規格の特則)

**第十条の二** 揮発油生産業者、揮発油輸入業者、法第十七条の四第二項の規定により確認を行うべき者(以下「揮発油加工業者」という。)又は揮発油特定加工業者が次条に規定する揮発油試験研究計画の認定を受けた場合であつて、当該認定を受けた揮発油試験研究計画(以下「認定揮発油試験研究計画」という。)において定められた試験研究の用に供する揮発油を販売又は消費しようとする場合における揮発油規格については、前条の規定にかかわらず、当該認定揮発油試験研究計画に定められた試験研究の用に供する揮発油の品質とする。

2 揮発油販売業者、揮発油生産業者、揮発油輸入業者、揮発油加工業者又は揮発油特定加工業者が、揮発油を燃料とする自動車であつて三体積百分率を超え十体積百分率以下のエタノールを混合した揮発油又は一・三質量百分率を超え三・七質量百分率以下の酸素分を含む揮発油を燃料とする自動車として道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第四条の登録又は同法第六十条第一項後段若しくは第九十七条の三第一項の規定による車両番号の指定を受けている自動車の燃料として揮発油を販売又は消費しようとする場合における揮発油規格について

は、前条の規定にかかわらず、同条第一項第四号中「一・三質量百分率」とあるのは「三・七質量百分率」と、同項第八号中「三体积百分率」とあるのは「十体积百分率」とする。  
(揮発油試験研究計画の認定の申請)

**第十条の三** 揮発油生産業者、揮発油輸入業者、揮発油加工業者又は揮発油特定加工業者は、試験研究の用に供する揮発油を販売又は消費しようとするときは、当該試験研究の開始前に、当該試験研究の計画（以下「揮発油試験研究計画」という。）を作成し、経済産業大臣の認定を受けることができる。

**2** 揮発油試験研究計画の期間は、五年を超えることができる。

**3** 揮発油試験研究計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 揮発油生産業者、揮発油輸入業者、揮発油加工業者又は揮発油特定加工業者が試験研究の用に供する揮発油（以下「試験研究用揮発油」という。）を販売する場合にあつては、当該試験研究用揮発油を自動車の燃料として用いる者の氏名（法人の場合にあつては名称及び代表者の氏名）、住所及び連絡先

三 試験研究の開始の日及び終了の日（試験研究用揮発油を販売する場合にあつては、試験研究用揮発油の販売の開始の日及び終了の日）並びに試験研究の開始の日及び終了の日

四 試験研究の目的及び実施の場所

五 試験研究用揮発油の品質

六 試験研究用揮発油の生産を行う場所（試験研究用揮発油を輸入する場合にあつては、当該試験研究用揮発油を輸入する者から当該試験研究を実施する場所までの流通の経路）

七 試験研究用揮発油を用いる自動車の自動車登録番号標又は車両番号標及び型式

八 試験研究における安全を確保するための措置及び管理体制

九 前号の措置を講じ、及び管理体制を維持するための経理的基礎及び技術的能力

**4** 前三項に規定する揮発油試験研究計画の申請は、様式第八の二十二によるものとする。

(認定の基準)

**第十条の四** 経済産業大臣は、前条第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

一 試験研究が自動車の燃料に係る技術の発展に資するものであること。

二 揮発油試験研究計画に記載された措置及び管理体制が自動車の燃料に関する安全性に関する知見から判断して適切なものであると認められること。

三 揮発油試験研究計画に記載された措置を講じ、及び管理体制を維持するための経理的基礎及び技術的能力があること。

四 前条第一項の認定の申請を行った者が、次のイからホまでのいずれにも該当しないこと。

イ 法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ 揮発油販売業者又は揮発油特定加工業者であつて法第十一条又は法第十二条の七第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

ハ 揮発油販売業者又は揮発油特定加工業者であつて法人であるものが法第十一条第一項又は法第十二条の七第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分あつた日前三十日以内にその揮発油販売業者又は揮発油特定加工業者の業務を行う役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの

ニ 法人であつて、その業務を行う役員のうちにイからハまでのいずれかに該当する者があるもの

ホ 第十条の七の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

(揮発油試験研究計画の変更の認定の申請)  
**第十条の五** 第十条の三第一項の認定を受けた者（以下この節において「認定事業者」という。）は、認定揮発油試験研究計画について同条第三項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の変更の認定を受けなければならない。

**2** 前条の規定は、前項の変更の認定に準用する。

**3** 第一項の認定揮発油試験研究計画の変更の認定の申請は、様式第八の二十三によるものとする。

(認定事業者による管理等)

**第十条の六** 認定事業者は、当該試験研究が認定揮発油試験研究計画に従つたものとなるよう管理しなければならない。

**2** 認定事業者は、認定揮発油試験研究計画に記載された措置及び管理体制から見て、予見されない事態が生じたときは、速やかに、これを経済産業大臣に報告しなければならない。

**3** 認定事業者は、十二月ごとに、様式第八の二十四による書面を経済産業大臣に提出しなければならない。

**4** 認定事業者は、当該認定揮発油試験研究計画の終了の日から一月以内に、様式第八の二十五による書面を経済産業大臣に提出しなければならない。

(認定の取消)  
**第十条の七** 経済産業大臣は、認定事業者が次の各号の一に該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

一 不正の手段により第十条の三第一項の認定を受けたとき。

二 前条各項の規定に違反したとき。  
(揮発油と同じ用途に用いることができる石油製品)

**第十条の八** 法第十三条の経済産業省令で定める揮発油と同じ用途に用いることができる石油製品は、灯油とする。

(品質管理者の資格)  
**第十一条** 法第十四条第一項に規定する経済産業省令で定める資格は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十三条の二の甲種危険物取扱者免状又は乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者

二 次のいずれかに該当する者であつて、揮発油の給油の実務に六月以上従事し、かつ、消防法第十三条の二の丙種危険物取扱者免状の交付を受けているもの

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校若しくは旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校専科を卒業し若しくは修了した者又は高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）若しくは高等学校卒業程度認定審査規則（令和四年文

部科学省令第十八号）による高等学校卒業程度認定審査に合格した者

ロ 経済産業大臣が指定する講習の課程を修了した者

(品質管理者の選任等の届出)  
**第十二条** 法第十四条第二項の規定により品質管理者の選任又は解任の届出をしようとする者は、様式第九による届出書に、当該品質管理者が前条に規定する資格を有する者であることを証する書面を添付して、法第三条の登録又は法第八条第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。ただし、解任の場合にあつては、当該書面の添付を省略することができる。

(品質管理者の職務)  
**第十三条** 法第十五条第一項の経済産業省令で定める品質管理者の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 法第十六条の規定による揮発油の分析を行うこと（揮発油販売業者が登録分析機関に揮発油の分析を委託している場合を除く。第三号において同じ。）

二 第十四条の二第一項又は第三項の生産揮発油品質維持計画又は確認揮発油品質維持計画の作成及び実施について監督すること。

三 揮発油の分析に使用する分析設備を第十五条の技術上の基準に適合するよう維持すること。

四 法第十七条の六第一項の標準揮発油の表示について監督すること。

五 法第十九条第一項の帳簿の記載（揮発油の品質に係るものに限り。）及び同条第四項の帳簿の記載（揮発油販売業者に係るものに限る。）並びに法第二十条第一項の報告（揮発油販売業者に係るものであつて揮発油の品質に係るものに限り。）について監督すること。

六 その他揮発油の品質の確保に必要な業務を行うこと。

(揮発油の分析の方法)  
**第十四条** 法第十六条の規定による揮発油の分析は、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

一 分析は十日ごとに行うこと。

二 試料は給油管から採取すること。

三 採取した試料は速やかに分析をするものとし、分析をするまでの間はその成分の変化が生じないような措置を講じておくこと。

四 分析設備の使用手法に従つて分析をするこ  
と。

(揮発油の分析の特則)

第十四条の二 揮発油販売業者は、給油所ごと  
に、生産揮発油品質維持計画（以下「生産計  
画」という。）又は確認揮発油品質維持計画  
（以下「確認計画」という。）を作成し、これ  
を法第三条の登録又は法第八条第一項の変更登録  
をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出し  
て、当該生産計画又は確認計画が次の各号に適  
合する旨の認定を受けることができる。

一 生産計画の場合にあつては、次に掲げる  
事項

イ 認定を受けようとする揮発油販売業者  
（以下「生産計画申請業者」という。）が申  
請の日から当該生産計画の終了の日（以下  
「生産計画終了日」という。）までの間に申  
請に係る給油所（以下「生産計画申請給油  
所」という。）を用いて販売する揮発油の  
主たる流通の経路（揮発油生産業者、揮発  
油輸入業者又は揮発油加工業者から生産計  
画申請給油所までの当該揮発油の主たる流  
通の経路をいう。以下「主たる生産揮発油  
流通経路」という。）が、当該生産計画申  
請業者が申請の前一月間生産計画申請給  
油所を用いて販売した揮発油の主たる生産  
揮発油流通経路と同一であること。

ロ 生産計画申請業者が申請の前一月間生  
産計画申請給油所を用いて法第十三条の規  
格に適合しない揮発油を販売していないこ  
と、かつ、申請の日から生産計画終了日ま  
での間に、同条の規格に適合しない揮発油  
を販売しないことが確実にであると見込まれ  
ること。

二 確認計画の場合にあつては、次に掲げる  
事項

イ 認定を受けようとする揮発油販売業者  
（以下「確認計画申請業者」という。）が申  
請の日から当該確認計画の終了の日（以下  
「確認計画終了日」という。）までの間に申  
請に係る給油所（以下「確認計画申請給油  
所」という。）を用いて販売する揮発油の  
主たる流通の経路（揮発油規格に適合する  
揮発油を供給する者として経済産業大臣が  
別に定める方法によつて登録分析機関の確  
認を定期的を受けている者又は揮発油特定  
加工業者（以下「確認供給者」という。）

から確認計画申請給油所までの当該揮発油  
の主たる流通の経路をいう。以下「主たる  
確認揮発油流通経路」という。）が、当該  
確認計画申請業者が申請の前一月間確認  
計画申請給油所を用いて販売した揮発油の  
主たる確認揮発油流通経路と同一であるこ  
と。

ロ 確認計画申請業者が申請の前一月間確  
認計画申請給油所を用いて法第十三条の規  
格に適合しない揮発油を販売していないこ  
と、かつ、申請の日から確認計画終了日ま  
での間に、同条の規格に適合しない揮発油  
を販売しないことが確実にであると見込まれ  
ること。

2 生産計画申請業者又は確認計画申請業者（以  
下「申請揮発油販売業者」と総称する。）が、  
申請の前一月間生産揮発油申請給油所又は確  
認揮発油申請給油所（以下「申請給油所」と総  
称する。）を用いて販売した揮発油の主たる生  
産揮発油流通経路又は主たる確認揮発油流通経  
路（以下「申請前流通経路」と総称する。）の  
うち、当該申請給油所の直前までのものが同一  
の申請給油所が複数ある場合には、申請揮発油  
販売業者は、前項の規定にかかわらず、当該複  
数の申請給油所に係る生産計画又は確認計画  
（以下「計画」と総称する。）を一括して作成す  
ることができる。

3 申請揮発油販売業者が、給油所ごとに、当該  
申請給油所以外の給油所に係る計画について第  
一項の認定を受け、かつ、当該認定が効力を有  
している場合であつて、主たる生産揮発油流通  
経路又は主たる確認揮発油流通経路のうち当該  
申請給油所の直前までのものと、当該申請給油  
所以外の給油所に係る計画に記載されている主  
たる生産揮発油流通経路又は主たる確認揮発油  
流通経路のうち当該申請給油所以外の給油所の  
直前までのものとが同一の場合には、第一項各  
号及び前項の規定で次表の中欄に掲げるもの  
は、それぞれ同表の下欄と読み替るものとす  
る。

第一項 第一  
が、当該生産計画申  
請業者が申請の前  
一月間生産計画申  
請給油所を用いて販  
売した揮発油の主  
たる生産計画申請  
給油所に係る

| イ号                                                                        | 第一項                                                          | 第二項                                                 | 第三項                                                          |
|---------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 生産揮発油流通経路                                                                 | 生産計画申請業者が申請の前一月間生産計画申請給油所を用いて法第十三条の規格に適合しない揮発油を販売していないこと、かつ、 | 申請の前一月間生産計画申請給油所を用いて法第十三条の規格に適合しない揮発油を販売していないこと、かつ、 | 確認計画申請業者が申請の前一月間確認計画申請給油所を用いて法第十三条の規格に適合しない揮発油を販売していないこと、かつ、 |
| 生産計画に記載されて<br>いる主たる生産揮発油<br>流通経路のうち当該生<br>産計画申請給油所以外<br>の給油所の直前までの<br>ものと | 削除                                                           | 削除                                                  | 削除                                                           |

4 生産計画及び確認計画には、次に掲げる事項  
を記載しなければならない。ただし、第三項で  
読み替えられた第一項の認定を受ける計画に  
は、第五号に掲げる事項のうち申請前流通経  
路、第六号に掲げる事項及び第八号に掲げる事  
項のうち申請の前月から第一項第二号イに規  
定する確認を受けていることは記載することを  
要しない。

一 申請揮発油販売業者の氏名又は名称及び住  
所並びに法人にあつては、その代表者の氏名  
二 登録年月日及び登録番号  
三 申請給油所の名称及び所在地  
四 計画の開始の日（以下「計画開始日」とい  
う。）及び計画の終了の日（以下「計画終了  
日」という。）

五 申請前流通経路及び申請の日から計画終了  
日までの間に申請給油所を用いて販売する揮  
発油の主たる生産揮発油流通経路又は主たる  
確認揮発油流通経路（以下「申請後流通経  
路」と総称する。）

六 申請後流通経路を構成する者であつて、申  
請揮発油販売業者及び揮発油を申請揮発油販  
売業者に直接又は間接に供給する者（以下  
「主たる揮発油供給者」という。）の全部（確  
認計画の場合にあつては、主たる確認供給者  
に直接又は間接に揮発油を供給する者を除  
く。以下同じ。）が、申請の前一月間生産  
計画申請給油所を用いて法第十三条の規格に  
適合しない揮発油を販売しないことを確実に  
するために講じた措置

七 申請後流通経路を構成する申請揮発油販売  
業者及び主たる揮発油供給者の全部が、申請  
の日から計画終了日までの間に申請給油所を  
用いて法第十三条の規格に適合しない揮発油  
を販売しないことを確実にするために講じる  
こととしての措置

八 確認計画の場合にあつては、確認計画申請  
給油所に揮発油を供給する者が、申請の前  
月から第一項第二号イに規定する確認を受け  
ていること及び申請の日から計画終了日まで  
の間に同号イに規定する確認を受けることを  
確実にするために講じることとしての措置  
前項第四号の計画開始日から計画終了日まで  
の期間は一年を超えないこと。

6 第一項の認定（第三項で読み替えられた場合  
を含む。以下同じ。）を受けようとする者は、  
計画開始日の一月前までに、様式第十による申



請書を法第三条の登録又は法第八条第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。ただし、第三項で読み替えられたたばこ、第一項の認定を受けようとする者は、第一号の書類のうち申請前流通経路を証する書面、第二号及び第四号の書類並びに第五号の書類のうち第四項第八号の確認を受けていることを証する書面を添付することを要しない。この場合にあつては、第三項で読み替えられた第一項の認定を受けた後、計画開始日から十日以内に、申請給油所に係る法第十九条第一項の帳簿（申請の日から計画開始日までの間の第五十六条第一項第一号に掲げる事項に係る部分に限る。）の写しを法第三条の登録又は法第八条第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

一 申請前流通経路及び申請後流通経路を証する書面

二 主たる揮発油供給者の全部が第四項第六号の措置を講じてきたことを誓約する書面

三 第四項第七号の措置が確実に講じられることを証する書面

四 申請給油所に係る法第十九条第一項の帳簿（申請の前日一月間の第五十六条第一項第一号に掲げる事項に係る部分に限る。）の写し

五 確認計画の場合にあつては、第四項第八号の確認を受けていること及び同号の措置が確実に講じられていることを証する書面

第十四条の八の規定により認定を取り消された揮発油販売業者は、当該認定に係る給油所については、その取消しの日から二年を経過するまでは、第一項の認定を受けることができない。

第十四条の三 前条第一項の認定を受けた揮発油販売業者（以下「認定揮発油販売業者」という。）は、当該認定に係る給油所については法第十六条の規定による揮発油の分析を、第十四条第一号の規定にかかわらず、計画開始日（計画終了日が第十四条の七第一項の規定により変更された場合にあつては、最後に受けた計画終了日の変更の認定の申請の日）から計画終了日まで（第十四条の七第一項の認定を受けようとする認定揮発油販売業者にあつては、同条第二項の申請の日の前日）までの間に、一回行わなければならない。

第十四条の四 認定揮発油販売業者がその事業の全部を譲り渡し、又は認定揮発油販売業者について相続、合併若しくは分割（その事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その認定揮発油販売業者の地位を承継する。

第十四条の五 第十四条の二第一項の認定を受け、該計画（以下「認定計画」という。）について、申請給油所の所在地若しくは第十四条の二第四項第五号、第七号若しくは第八号に掲げる事項に変更があつたとき、第十四条の二第七項後段の規定により書類を提出しなかつたとき又は当該計画に係る揮発油生産業者、揮発油輸入業者若しくは揮発油加工業者が、それぞれ法第十七条の三第一項、法第十七条の四第一項若しくは第二項の規定による確認を行わなかつたとき又は、当該認定計画に係る認定は、その効力を失はう。ただし、経済産業大臣が告示で定める区域内において申請給油所を有する揮発油販売業者の認定計画について経済産業大臣が告示で定める期間内に生じた変更であつて、特定非常災害（特定災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項の特定非常災害をいう。）により緊急に揮発油を販売する必要があると認められる場合において生じた当該揮発油販売業者までの申請後流通経路を短縮する変更その他これに類する変更は、この限りでない。

第十四条の六 揮発油販売業者は、認定計画について第十四条の二第四項第一号、第三号、第五号、第七号又は第八号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を法第三条の登録又は法第八条第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に届け出なければならない。

2 前項の届出をしようとする者は、様式第十一による届出書を法第三条の登録又は法第八条第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

第十四条の七 認定揮発油販売業者は、法第三条の登録又は法第八条第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長の認定を受けて計画終了日を変更することができる。

- 2 前項の認定を受けようとする者は、計画終了日の三月前から一月前までの間に、様式第十二による申請書を法第三条の登録又は法第八条第一項の変更登録をされた経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならぬ。
- 3 第一項の規定により変更される前の計画終了日から同項の規定により変更される後の計画終了日までの期間（以下「計画期間」という。）は一年を超えることはできない。ただし、第一項の認定を継続して二回以上受けた場合にあっては、計画期間は二年を超えることができるものとする。
- 4 前項ただし書の規定により計画期間を一年を超えるものとした場合には、第十四条の三の規定にかかわらず、法第十六条の規定による揮発油の分析を、当該計画開始日から一年を経過するまでの間に一回、一年を経過した翌日から当該計画終了日までの間に一回行わなければならない。
- 5 第十四条の二第一項、第二項、第四項及び第七項の規定は、第一項の認定に準用する。この場合において、同条第一項第一号中「申請の日から当該生産計画の終了の日（以下「生産計画終了日」という。）とあり、同条第一項第二号中「申請の日から当該確認計画の終了の日（以下「確認計画終了日」という。）とあり、又は同条第四項第五号、第七号及び第八号中「申請の日から計画終了日」とあるのは「第十四条の七第一項の認定の申請の日から変更後の計画終了日」と、同条第一項第一号及び第二号、第二項、第四項第六号並びに第七項第四号中「申請の前日一月間」とあるのは「計画の認定の申請の日（変更された計画終了日の変更の認定にあつては最後に受けた第十四条の七第一項の認定の申請の日）から第十四条の七第一項の認定の申請の日までの間」と、同条第四項第四号中「計画の開始の日（以下「計画開始日」という。）及び計画の終了の日（以下「計画終了日」という。）とあるのは「変更前の計画終了日及び変更後の計画終了日」と読み替えるものとする。
- 第十四条の八 法第三条の登録又は法第八条第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長は、認定揮発油販売業者が次の各号の一に該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

一 第十四条の二第四項第一号又は第三号に掲げる事項（申請給油所の所在地を除く。）に

変更があつたにもかかわらず、第十四条の六第一項の規定による届出をしなかつたとき。

二 不正の手段により第十四条の二第一項又は第十四条の七第一項の認定を受けたとき。

三 当該認定に係る給油所を用いて法第十三条の規格に適合しない揮発油を販売したとき。

(分析設備の技術上の基準)

**第十五条** 法第十六条の経済産業省令で定める分析設備の技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 日本産業規格K二五五号(石油製品「ガソリン」鉛分試験方法)の原子吸光A法又は原子吸光B法で定める試験方法による試験を行うことができるものであること。

二 日本産業規格K二五四―一号(原油及び石油製品―硫黄分試験方法)で定める試験方法、日本産業規格K二五四―二号(原油及び石油製品―硫黄分試験方法)で定める試験方法、日本産業規格K二五四―六号(原油及び石油製品―硫黄分試験方法)で定める試験方法又は日本産業規格K二五四―七号(原油及び石油製品―硫黄分試験方法)で定める試験方法による試験を行うことができるものであること。

三 メチルターシャリーブチルエテルの混入率について、日本産業規格K二五三六―二号(石油製品―成分試験方法)で定める試験方法、日本産業規格K二五三六―四号(石油製品―成分試験方法)で定める試験方法、日本産業規格K二五三六―五号(石油製品―成分試験方法)で定める試験方法又は日本産業規格K二五三六―六号(石油製品―成分試験方法)で定める試験方法による試験を行うことができるものであること。

四 酸素分について、日本産業規格K二五三六―二号(石油製品―成分試験方法)で定める試験方法、日本産業規格K二五三六―四号(石油製品―成分試験方法)で定める試験方法又は日本産業規格K二五三六―六号(石油製品―成分試験方法)で定める試験方法による試験を行うことができるものであること。

五 ベンゼンの混入率について、日本産業規格K二五三六―二号(石油製品―成分試験方法)で定める試験方法、日本産業規格K二五三六―三号(石油製品―成分試験方法)で定める試験方法又は日本産業規格K二五三六―四号(石油製品―成分試験方法)で定める試験方法又は日本産業規格K二五三六―五号(石油製品―成分試験方法)で定める試験方法による試験を行うことができるものであること。

験方法による試験を行うことができるものであること。

六 灯油の混入率について、日本産業規格K二五三六―二号（石油製品―成分試験方法）で定める試験方法又は日本産業規格K二五三六―四号（石油製品―成分試験方法）で定める試験方法による試験を行うことができるものであること。

七 メタノールの混入率について、日本産業規格K二五三六―二号（石油製品―成分試験方法）で定める試験方法、日本産業規格K二五三六―四号（石油製品―成分試験方法）で定める試験方法、日本産業規格K二五三六―五号（石油製品―成分試験方法）で定める試験方法又は日本産業規格K二五三六―六号（石油製品―成分試験方法）で定める試験方法による試験を行うことができるものであること。

八 エタノールの混入率について、日本産業規格K二五三六―二号（石油製品―成分試験方法）で定める試験方法、日本産業規格K二五三六―四号（石油製品―成分試験方法）で定める試験方法又は日本産業規格K二五三六―六号（石油製品―成分試験方法）で定める試験方法による試験を行うことができるものであること。

九 日本産業規格K二二六一号（石油製品―自動車ガソリン及び航空燃料油―実在ガム試験方法―噴射蒸発法）で定める試験方法による試験を行うことができるものであること。

二 前項第九号の基準は、日本産業規格K〇一二四号（高速液体クロマトグラフィー通則）その他の経済産業大臣が別に定める測定方法による揮発油中の酸化生成物の測定を行うことができるものをもって代えることができる。

（揮発油の分析の委託等の届出）

第十五条の二 法第十六条の二第二項の規定により揮発油の分析の委託又は委託に係る契約の失効の届出をしようとする者は、様式第十三による届出書に委託に係る契約書の写しを添付して、法第三条の登録又は法第八条第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。ただし、委託に係る契約の失効の場合にあつては、当該写しの添付を省略することができる。

（表示）

第十六条 法第十七条の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 氏名又は名称
  - 二 給油所の名称
  - 三 登録年月日及び登録番号
  - 四 品質管理者の氏名
  - 五 揮発油の分析に使用する分析設備の種類又は揮発油の分析を委託している登録分析機関の名称
  - 六 認定計画に係る給油所にあつては、当該給油所に係る計画について第十四条の二第一項の認定を受けている旨及び当該計画の終了の日
  - 七 法第十七条の規定による表示は、様式第十四によりするものとする。
- 第十七条 法第十七条の三第一項、法第十七条の四第一項若しくは第二項又は法第十七条の四の二第一項の規定による確認は、次の各号に定めるところにより行わなければならない。
- 一 試料は、法第十七条の三第一項、法第十七条の四第一項若しくは第二項又は法第十七条の四の二第一項の確認を行つた揮発油が、販売又は消費されるまでの間に異なる品質の揮発油と混合を生じるおそれがない段階において採取すること。
  - 二 採取した試料は速やかに分析をするものとし、分析をするまでの間はその成分の変化が生じないような措置を講じておくこと。
  - 三 自ら保有する第十五条で定める技術上の基準に適合する分析設備を使用して、分析すること。
  - 四 消防法第十三条の二の甲種危険物取扱者免状又は乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者（以下「品質管理責任者」という。）に、当該分析設備の使用方法に従つて分析させること。
  - 五 試料の採取は、次のイ又はロのいずれかの方法で行うこと。
  - イ 供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の揮発油が出荷されることを行うこと。
  - ロ 揮発油生産業者、揮発油加工業者又は揮発油特定加工業者が当該揮発油の生産について産業標準化法第三十条第一項に規定する鉱工業品の製造業者の認証を受けた場合にあつては、同法第三十条第三項に規定する製造品質管理体制において定められた方法により行うこと。

- 二 前項の規定にかかわらず、揮発油生産業者、揮発油輸入業者、揮発油加工業者及び揮発油特定加工業者は、揮発油生産業者に揮発油を販売するときは、当該揮発油を購入する揮発油生産業者が法第十七条の三第一項の確認を行うことを確認することにより、法第十七条の三第一項、法第十七条の四第一項若しくは第二項又は法第十七条の四の二第一項の規定による確認を行うことができる。
- （揮発油特定加工業者の確認の特則）
- 第十七条の二 揮発油特定加工業者は、特定加工する場所ごとに、揮発油特定加工品質確認計画（以下「揮発油特定加工計画」という。）を作成し、これを法第十二条の二の登録又は法第十二条の六第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出して、当該揮発油特定加工計画が次の各号に適合する旨の認定を受けることができる。
- 一 認定を受けようとする揮発油特定加工業者（以下「揮発油特定加工申請業者」という。）に供給する揮発油を生産又は輸入する者（以下「混和前揮発油生産業者等」という。）が生産又は輸入した揮発油及び当該揮発油特定加工計画申請業者に供給する混和対象物を生産又は輸入する者（以下この条、次条及び第十七条の八において「混和対象物生産業者等」という。）が生産又は輸入した混和対象物を用いて揮発油を生産した場合に揮発油規格に適合することが確認されること。
  - 二 揮発油特定加工計画の開始の日から終了の日までの間（以下「揮発油特定加工計画期間」という。）、前号により確認された混和前の揮発油が混和前揮発油生産業者等により継続的に生産又は輸入されることが確実であること。
  - 三 揮発油特定加工計画期間中、第一号により確認された混和対象物が混和対象物生産業者等により継続的に生産又は輸入されることが確実であること。
  - 四 揮発油特定加工計画期間中、第二号により継続的に生産又は輸入されることが確実であるとされた混和前の揮発油の混和前揮発油生産業者等から申請に係る特定加工する場所（以下「揮発油特定加工計画特定加工場所」という。）までの流通の経路（以下「混和前揮発油流通経路」という。）が一定であること。

- 五 揮発油特定加工計画期間中、第三号により継続的に生産又は輸入されることが確実であるとされた混和対象物の混和対象物生産業者等から揮発油特定加工計画特定加工場所までの流通の経路（以下「混和対象物流通経路」という。）が一定であること。
- 二 揮発油特定加工計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 揮発油特定加工計画申請業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 登録年月日及び登録番号
  - 三 揮発油特定加工計画特定加工場所の所在地
  - 四 計画の開始の日及び計画の終了の日
  - 五 混和前揮発油生産業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 六 揮発油特定加工計画期間中、前項第一号により確認された混和前の揮発油が混和前揮発油生産業者等により継続的に生産又は輸入されることを確実にするための措置
  - 七 揮発油特定加工計画期間中の混和前揮発油流通経路
  - 八 混和対象物生産業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 九 混和対象物生産業者等が生産又は輸入する混和対象物を生産又は輸入する場所
  - 十 揮発油特定加工計画期間中、前項第一号により確認された混和対象物が混和対象物生産業者等により継続的に生産又は輸入されることが確実にするための措置
  - 十一 揮発油特定加工計画期間中の混和対象物流通経路
- 三 前項第四号の計画の開始の日から計画の終了の日までの期間は、一年を超えることができる。
- 四 第一項の認定を受けようとする者は、第二項第四号の計画の開始の日の一月前までに、様式第十四の二による申請書を法第十二条の二の登録又は法第十二条の六第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。
  - 五 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。
  - 一 混和前揮発油生産業者等が第十七条第一項第五号に規定する方法により揮発油規格に適合

合する揮発油であることを確認した揮発油の供給を受けることを証する書面

二 揮発油特定加工計画期間中、混和前揮発油流通経路が一定であることを証する書面及びその旨を誓約する書面（揮発油特定加工計画申請業者と混和前揮発油生産業者等が同一の場合は、当該揮発油の生産計画書又は輸入計画書）

三 揮発油特定加工計画申請業者が、混和対象物を生産する者（以下この号、次号並びに第十七条の五第三項第二号及び第三号において「混和対象物生産業者」という。）から供給を受ける場合は、次に掲げるいずれかの書類  
イ 揮発油特定加工計画期間中、混和対象物生産業者が生産した混和対象物が当該混和対象物を用いて揮発油を生産した場合に揮発油規格に適合するものであることの当該混和対象物の供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の混和対象物が出荷されることを行う確認を、登録分析機関その他の第三者の試験分析機関が行う場合にあつては、当該試験分析機関との委託契約書の写し  
ロ 揮発油特定加工計画期間中、混和対象物生産業者が生産した混和対象物が当該混和対象物を用いて揮発油を生産した場合に揮発油規格に適合するものであることの当該混和対象物の供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の混和対象物が出荷されることを行う確認を、混和対象物生産業者が自ら行う場合にあつては、自らの分析設備を用いて確認を行う旨を誓約する書面

ハ 混和対象物生産業者が当該混和対象物の生産について産業標準化法第三十条第一項に規定する鉱工業品の製造業者の認証を受けた場合にあつては同法第三十条第三項に規定する製造品質管理体制において定められた方法により、当該混和対象物を用いて揮発油を生産した場合に揮発油規格に適合することを証する書面  
ニ 申請の日前三月間において、混和対象物生産業者が生産した混和対象物が当該混和対象物を用いて揮発油を生産した場合に揮発油規格に適合するものであることについて、当該混和対象物の供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の混和対象物が出荷されることに、登録分析機関その他の

の第三者の試験分析機関が二回確認したことを証する書面

四 前号二に掲げる書類を添付する場合においては、混和対象物生産業者の製造設備、供給設備その他の設備の能力、構造図及び配置図並びに当該設備の管理体制を記載した書面  
五 揮発油特定加工計画申請業者が、混和対象物を輸入する者（以下この号及び第十七条の五第三項第五号において「混和対象物輸入業者」という。）から供給を受ける場合は、次に掲げるいずれかの書類  
イ 揮発油特定加工計画期間中、混和対象物輸入業者が輸入した混和対象物が当該混和対象物を用いて揮発油を生産した場合に揮発油規格に適合するものであることの当該混和対象物の供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の混和対象物が出荷されることを行う確認を、登録分析機関その他の第三者の試験分析機関が行う場合にあつては、当該試験分析機関との委託契約書の写し  
ロ 揮発油特定加工計画期間中、混和対象物輸入業者が輸入した混和対象物が当該混和対象物を用いて揮発油を生産した場合に揮発油規格に適合するものであることの当該混和対象物の供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の混和対象物が出荷されることを行う確認を、混和対象物輸入業者が自ら行う場合にあつては、自らの分析設備を用いて確認を行う旨を誓約する書面

六 揮発油特定加工計画期間中、混和対象物流通経路が一定であることを証する書面及びその旨を誓約する書面（揮発油特定加工計画申請業者と混和対象物生産業者等が同一の場合は、当該混和対象物の生産計画書又は輸入計画書）  
十七 条の八の規定により認定を取り消された揮発油特定加工業者は、その取消しの日から二年を経過するまでは、第一項の認定を受けることができない。

6 第十七条の八の規定により認定を取り消された揮発油特定加工業者は、その取消しの日から二年を経過するまでは、第一項の認定を受けることができない。

第十七条の三 前条第一項の認定を受けた揮発油特定加工業者（以下「認定揮発油特定加工業者」という。）は、法第十七条の四の二第一項の規定による揮発油の確認を、第十七条第一項第五号の規定にかかわらず、揮発油特定加工計画期間中、三月以内に一回の頻度で行わなければならない。

2 認定揮発油特定加工業者は、混和対象物生産業者等が生産又は輸入した混和対象物が当該混和対象物を用いて揮発油を生産した場合に揮発油規格に適合するものであることが当該混和対象物の供給設備ごとに確認されたことを証する書面を、揮発油特定加工計画期間中、三月以内に一回の頻度で、様式第十四の三により法第十二条の二の登録又は法第十二条の六第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に届け出なければならない。

第十七条の四 認定揮発油特定加工業者がその事業の全部を譲り渡し、又は認定揮発油特定加工業者について相続、合併若しくは分割（その事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その認定揮発油特定加工業者の地位を承継する。

第十七条の五 認定揮発油特定加工業者は、第十七条の二第一項の認定を受けた揮発油特定加工計画（以下「認定揮発油特定加工計画」という。）について第十七条の二第二項第三号、第六号、第七号、第九号、第十号又は第十一号に掲げる事項を変更して揮発油を販売又は消費しようとするときは、法第十二条の二の登録又は法第十二条の六第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長の認定を受けなければならない。

2 前項の変更の認定を受けようとする者は、様式第十四の四による変更申請書を法第十二条の二の登録又は法第十二条の六第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

3 前項の変更申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 第十七条の二第二項第七号に掲げる事項の変更 変更に係る混和前揮発油流通経路が一定であることを証する書面及びその旨を誓約する書面（混和前揮発油流通経路の変更に伴い認定揮発油特定加工業者と混和前揮発油生産業者等が同一となる場合は、当該揮発油の生産計画書又は輸入計画書）  
二 第十七条の二第二項第十号に掲げる措置としての混和対象物生産業者が生産した混和对

象物が当該混和対象物を用いて揮発油を生産した場合に揮発油規格に適合するものであることの当該混和対象物の供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の混和対象物が出荷されることを行う確認（以下この号において単に「確認」という。）に関する変更次に掲げるいずれかの書類  
イ 第十七条の二第五項第三号に掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が当該書類に記載された試験分析機関の変更その他委託契約の内容を変更する場合（委託契約を破棄する場合を除く。）にあつては、当該変更に係る試験分析機関との委託契約書の写し  
ロ 第十七条の二第五項第三号に掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が当該書類に記載された試験分析機関との委託契約を破棄し、当該試験分析機関による確認に代えて自らの分析設備を用いて確認を行う場合にあつては、その旨を誓約する書面

ハ 第十七条の二第五項第三号に掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が当該書類に記載された試験分析機関との委託契約を破棄し、当該試験分析機関による確認に代えて自らの分析設備を用いて確認を行う場合にあつては、その旨を誓約する書面

ニ 第十七条の二第五項第三号に掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が当該書類に記載された試験分析機関との委託契約書を破棄する場合（ロ及びハの場合を除く。）にあつては、混和対象物生産業者の製造設備、供給設備その他の設備の能力、構造図及び配置図並びに当該設備の管理体制を記載した書面、並びに当該供給設備ごとに当該供給

設備を用いて揮発油を生産した場合に揮発油規格に適合することを証する書面



設備からその容量と同量の混和対象物が出荷されるごとに登録分析機関その他の第三者の試験分析機関が二回確認したことを証する書面

ホ 第十七条の二第五項第三号に掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第三項の認定を受けた者が自らの分析設備による確認に代えて登録分析機関その他の第三者の試験分析機関により確認を行わせる場合にあっては、当該試験分析機関との委託契約書の写し

ヘ 第十七条の二第五項第三号に掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第三項の認定を受けた者が自らの分析設備による確認に代えて産業標準化法に基づく方法による確認を行うこととする場合にあっては、当該混和対象物を用いて揮発油を生産した場合に揮発油規格に適合することを証する書面

ト 第十七条の二第五項第三号に掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第三項の認定を受けた者が自らの分析設備による確認を行わないこととする場合（ホ及びヘの場合を除く。）にあっては、混和対象物生産業者の製造設備、供給設備その他の設備の能力、構造図及び配置図並びに当該設備の管理体制を記載した書面、並びに当該供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の混和対象物が出荷されるごとに登録分析機関その他の第三者の試験分析機関が二回確認したことを証する書面

チ 第十七条の二第五項第三号に掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第三項の認定を受けた者が産業標準化法に基づく方法による確認に代えて登録分析機関その他の第三者の試験分析機関により確認を行わせる場合にあっては、当該試験分析機関との委託契約書の写し

リ 第十七条の二第五項第三号に掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第三項の認定を受けた者が産業標準化法に基づく方法による確認に代えて自らの分析設備を用いて確認を行う場合にあっては、その旨を誓約する書面

又 第十七条の二第五項第三号に掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第三項の認定を受けた者が新たに登録分析機

関その他の第三者の試験分析機関により確認を行わせる場合にあっては、当該試験分析機関との委託契約書の写し

ル 第十七条の二第五項第三号に掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第三項の認定を受けた者が新たに自らの分析設備を用いて確認を行う場合にあっては、その旨を誓約する書面

三 第十七条の二第二項第十号に掲げる措置としての産業標準化法に基づく方法による確認に関する変更 次に掲げるいずれかの書類

イ 第十七条の二第五項第三号に掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第三項の認定を受けた者が産業標準化法に基づく方法による確認を行わないこととする場合（前号チ及びリの場合を除く。）にあっては、混和対象物生産業者の製造設備、供給設備その他の設備の能力、構造図及び配置図並びに当該設備の管理体制を記載した書面、並びに当該供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の混和対象物が出荷されるごとに登録分析機関その他の第三者の試験分析機関が二回確認したことを証する書面

ロ 第十七条の二第五項第三号に掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第三項の認定を受けた者が新たに産業標準化法に基づく方法による確認を行うこととする場合にあっては、当該混和対象物を用いて揮発油を生産した場合に揮発油規格に適合することを証する書面

四 第十七条の二第二項第十号に掲げる措置としての同条第五項第四号に掲げる書面に記載された混和対象物生産業者の製造設備、供給設備その他の設備の能力を維持する旨の変更 変更後の混和対象物生産業者の製造設備、供給設備その他の設備の能力、構造図及び配置図並びに当該設備の管理体制を記載した書面、並びに当該変更後の製造設備、供給設備その他の設備を用いて生産された混和対象物が当該混和対象物を用いて揮発油を生産した場合に揮発油規格に適合するものであることについて、当該混和対象物の供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の混和対象物が出荷されることに、登録分析機関その他の第三者の試験分析機関が二回確認したことを証する書面

五 第十七条の二第二項第十号に掲げる措置としての同条第五項第四号に掲げる書面に記載された管理体制を維持する旨の変更 変更後の管理体制を記載した書面

六 第十七条の二第二項第十号に掲げる措置としての混和対象物輸入業者が輸入した混和対象物が当該混和対象物を用いて揮発油を生産した場合に揮発油規格に適合するものであることの当該混和対象物の供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の混和対象物が出荷されることを行う確認（以下この号において単に「確認」という。）に関する変更

次に掲げるいずれかの書類

イ 第十七条の二第五項第五号に掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第三項の認定を受けた者が当該書類に記載された試験分析機関の変更その他委託契約の内容を変更する場合（委託契約を破棄する場合を除く。）にあっては、当該変更に係る試験分析機関との委託契約書の写し

ロ 第十七条の二第五項第五号に掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第三項の認定を受けた者が当該書類に記載された試験分析機関との委託契約を破棄し、当該試験分析機関による確認に代えて自らの分析設備を用いて確認を行う場合にあっては、その旨を誓約する書面

ハ 第十七条の二第五項第五号に掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第三項の認定を受けた者が自らの分析設備による確認に代えて登録分析機関その他の第三者の試験分析機関により確認を行わせる場合にあっては、当該試験分析機関との委託契約書の写し

七 第十七条の二第二項第十一号に掲げる事項の変更 変更に係る混和対象物流通経路が一定であることを証する書面及びその旨を誓約する書面（混和対象物流通経路の変更に伴い認定揮発油特定加工業者と混和対象物生産業者等が同一となる場合は、当該混和対象物の生産計画書又は輸入計画書）

四 第十七条の二第二項の規定は、第一項の変更の認定について準用する。

第十七条の六 認定揮発油特定加工業者は、認定揮発油特定加工計画について第十七条の二第二項第一号、第五号又は第八号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を法第十

二条の二の登録又は法第十二条の六第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に届け出なければならない。

二 前項の届出をしようとする者は、様式第十四の五による届出書を法第十二条の二の登録又は法第十二条の六第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

第十七条の七 認定揮発油特定加工業者は、法第十二条の二の登録又は法第十二条の六第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長の認定を受けて計画の終了の日を変更することができる。

二 前項の認定を受けようとする者は、計画の終了の日前三月前から一月前までの間に、様式第十四の六による申請書を法第十二条の二の登録又は法第十二条の六第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

三 第一項の規定により変更される前の計画の終了の日から同項の規定により変更される後の計画の終了の日までの期間は、一年を超えることはできない。

四 第十七条の二第一項、第二項、第五項第二号及び第三号並びに第六号の規定は、第一項の認定に準用する。この場合において、同条第一項第二号中「揮発油特定加工計画の開始の日から終了の日」とあるのは「変更前の揮発油特定加工計画の終了の日から変更後の計画の終了の日」と、同条第二項第四号中「計画の開始の日及び計画の終了の日」とあるのは「変更前の計画の終了の日及び変更後の計画の終了の日」と、同条第五項第三号ハ中「申請の日前三月間において、混和対象物生産業者」とあるのは「混和対象物生産業者」と読み替えるものとする。

第十七条の八 法第十二条の二の登録又は法第十二条の六第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長は、認定揮発油特定加工業者が次の各号の一に該当するときは、第十七条の二第一項、第十七条の五第一項又は前条第一項の認定を取り消すことができる。

一 第十七条の三第一項の規定による確認を行わなかつたとき。

二 第十七条の三第二項の規定による届出をしなかつたとき。

三 第十七条の二第二項第三号、第六号、第七号、第九号、第十号又は第十一号に掲げる事

口 分析を行つた品質管理責任者又は登録分  
析機関の名称

ハ 法第十七条の四第一項の確認の結果

ニ 輸入数量

ホ 輸入価格

ト 積出港

チ 輸入地

二 輸入年月日

二 第一項第二号に規定する用途 次に掲げる事項

イ 氏名又は名称

ロ 精製又は加工する場所

ハ 精製又は加工する方法

ニ 輸入数量

ホ 輸入価格

ト 積出港

チ 輸入地

チ 輸入年月日

(揮発油輸入業者の変更届出)

**第十九条** 法第十七条の四第六項の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第十六による届出書を前条の届出をした経済産業局長に提出しなければならない。

(標準揮発油の基準)

**第二十条** 法第十七条の六第一項の標準揮発油の基準として経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。

一 日本産業規格K二二〇二号(自動車ガソリン)の表一で定める一号に適合する揮発油(以下「標準揮発油一号」という。)であること。

二 日本産業規格K二二〇二号(自動車ガソリン)の表一で定める一号(E)に適合する揮発油(以下「標準揮発油一号(E)」という。)であること。

三 日本産業規格K二二〇二号(自動車ガソリン)の表一で定める二号に適合する揮発油(以下「標準揮発油二号」という。)であること。

四 日本産業規格K二二〇二号(自動車ガソリン)の表一で定める二号(E)に適合する揮発油(以下「標準揮発油二号(E)」という。)であること。

(標準揮発油の表示の場所)

**第二十一条** 法第十七条の六第一項に規定する表示は、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる場所に掲示するものとする。

ただし、標準揮発油一号、標準揮発油一号(E)、標準揮発油二号又は標準揮発油二号(E)の基準に適合する揮発油のみを販売する施設又は設備(当該施設又は設備が、軽油又は灯油を販売する施設又は設備である場合にあつては、標準軽油の基準に適合する軽油又は標準灯油の基準に適合する灯油のみを販売する施設又は設備に限る。)にあつては、同表の下欄に掲げる場所に加えて当該施設又は設備の任意の場所に当該表示を掲示することができる。

2 前項の表示は、標準揮発油一号については様式第十七により、標準揮発油一号(E)については様式第十七の二により、標準揮発油二号については様式第十八により、標準揮発油二号(E)については様式第十八の二によりするものとする。

**第二節 軽油の品質の確保**  
(軽油規格)

**第二十二条** 法第十七条の七第一項の軽油の規格として経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。

一 硫黄分が〇・〇〇一質量百分率以下であること。

二 セタン指数が四十五以上であること。

三 九十パーセント留出温度が三百六十度以下であること。

四 トリグリセリドが〇・〇一質量百分率以下であること。

五 次のイ又はロの要件を満たすものであること。

イ 脂肪酸メチルエステルが〇・一質量百分率以下であること。

ロ 脂肪酸メチルエステルが〇・一質量百分率を超え五質量百分率以下であつて、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) メタノールが〇・〇一質量百分率以下であること。

(2) 酸価(軽油一グラムの中に含まれる酸の中和に要する水酸化カリウムのミリグラム数をいう。以下同じ。)が〇・一三以下であること。

(3) ぎ酸、酢酸及びプロピオン酸の合計が〇・〇〇三質量百分率以下であること。

(4) 酸化安定度が六十五分以上であること。

- 2 前項第一号に定める数値は、日本産業規格K二五四―一号（原油及び石油製品―硫黄分試験方法）で定める試験方法、日本産業規格K二五四―二号（原油及び石油製品―硫黄分試験方法）で定める試験方法、日本産業規格K二五四―六号（原油及び石油製品―硫黄分試験方法）で定める試験方法又は日本産業規格K二五四―七号（原油及び石油製品―硫黄分試験方法）で定める試験方法により測定した場合における数値とする。
- 3 第一項第二号に定める数値は、日本産業規格K二二八〇―五号（石油製品―オクタン価、セタン価及びセタン指数の求め方）で定める方法により算出した場合における数値又は日本産業規格K二二八〇―四号（石油製品―オクタン価、セタン価及びセタン指数の求め方）で定める方法により測定した場合における数値とする。
- 4 第一項第三号に定める数値は、日本産業規格K二二五四号（石油製品―蒸留試験方法）の常圧法蒸留試験方法で定める試験方法により測定した場合における数値とする。
- 5 第一項第四号又は同項第五号イ若しくはロに定める数値（同号ロ（1）から（4）までに定める数値を除く。）は、軽油中の脂肪酸メチルエステル又はトリグリセリドの濃度の測定方法として経済産業大臣が定める方法により測定した場合における数値とする。
- 6 第一項第五号ロ（1）で定める数値は、軽油中のメタノールの濃度の測定方法として経済産業大臣が定める方法により測定した場合における数値とする。
- 7 第一項第五号ロ（2）に定める数値は、日本産業規格K二五〇―一号（石油製品及び潤滑油―中和価試験方法）の電位差滴定法（酸価）で定める測定方法により測定した場合における数値とする。
- 8 第一項第五号ロ（3）に定める数値は、軽油中の硝酸、酢酸又はプロピオン酸の濃度の測定方法として経済産業大臣が定める方法により測定した場合における数値を合計したものととする。
- 9 第一項第五号ロ（4）に定める数値は、軽油中の酸化安定度の測定方法として経済産業大臣が定める方法により測定した場合における数値とする。

(軽油規格の特則)

## 第二十二條の二 軽油生産業者、軽油輸入業者、

法第十七条の八第三項において準用する法第七  
七条の四第二項の規定により確認を行うべき者  
(以下「軽油加工業者」という。)又は軽油特定  
加工業者が次条に規定する軽油試験研究計画の  
認定を受けた場合であつて、当該認定を受けた  
軽油試験研究計画(以下「認定軽油試験研究計  
画」という。)において定められた試験研究の用  
に供する軽油を販売又は消費しようとする場合  
における軽油規格については、前条の規定にか  
かわらず、当該認定軽油試験研究計画に定めら  
れた試験研究の用に供する軽油の品質とする。  
(軽油試験研究計画の認定の申請)

## 第二十二條の三 軽油生産業者、軽油輸入業者、

軽油加工業者又は軽油特定加工業者は、試験研  
究の用に供する軽油を販売又は消費しようとし  
るときは、当該試験研究の開始前に、当該試験  
研究の計画(以下「軽油試験研究計画」とい  
う。)を作成し、経済産業大臣の認定を受ける  
ことができる。

2 軽油試験研究計画の期間は、五年を超えるこ  
とができない。

3 軽油試験研究計画には、次に掲げる事項を記  
載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて  
は、その代表者の氏名

二 軽油生産業者、軽油輸入業者、軽油加工業  
者又は軽油特定加工業者が試験研究の用に供  
する軽油(以下「試験研究用軽油」という。)を  
販売する場合にあつては、当該試験研究用  
軽油を自動車の燃料として用いる者の氏名  
(法人の場合にあつては名称及び代表者の氏  
名、住所及び連絡先

三 試験研究の開始の日及び終了の日(試験研  
究用軽油の販売する場合にあつては、試験研  
究用軽油の販売の開始の日及び終了の日並び  
に試験研究の開始の日及び終了の日)

四 試験研究の目的及び実施の場所

五 試験研究用軽油の品質

六 試験研究用軽油の生産を行う場所(試験研  
究用軽油を輸入する場合にあつては、当該試  
験研究用軽油を輸入する者から当該試験研究  
を実施する場所までの流通の経路)

七 試験研究用軽油を用いる自動車の自動車登  
録番号標又は車両番号標及び型式

八 試験研究における安全を確保するための措  
置及び管理体制

九 前号の措置を講じ、及び管理体制を維持す  
るための経理的基礎及び技術的能力

4 前三項に規定する軽油試験研究計画の申請  
は、様式第十八の二の二によるものとする。  
(認定の基準)

## 第二十二條の四 経済産業大臣は、前条第一項の

認定の申請が次の各号のいずれにも適合してい  
ると認めるときでなければ、その認定をしては  
ならない。

一 試験研究が自動車の燃料に係る技術の発展  
に資するものであること。

二 軽油試験研究計画に記載された措置及び管  
理体制が自動車の燃料に関する安全性に関す  
る知見から判断して適切なものであると認め  
られること。

三 軽油試験研究計画に記載された措置を講  
じ、及び管理体制を維持するための経理的基  
礎及び技術的能力があること。

四 前条第一項の認定の申請を行った者が、次  
のイからホまでのいずれにも該当しないこ  
と。

イ 法の規定により刑に処せられ、その執行  
を終わり、又は執行を受けることがなくな  
つた日から二年を経過しない者

ロ 軽油特定加工業者であつて法第十二條の  
十四第一項の規定により登録を取り消さ  
れ、その取消しの日から二年を経過しな  
い者

ハ 軽油特定加工業者であつて法人であるも  
のが法第十二條の十四第一項の規定により  
登録を取り消された場合において、その処  
分のあつた日前三十日以内にその軽油特定  
加工業者の業務を行う役員であつた者でそ  
の処分のあつた日から二年を経過しない  
もの

ニ 法人であつて、その業務を行う役員のう  
ちにイからハまでのいずれかに該当する者  
があるもの  
ホ 第二十二條の七の規定により認定を取り  
消され、その取消しの日から二年を経過し  
ない者

ホ 第二十二條の七の規定により認定を取り  
消され、その取消しの日から二年を経過し  
ない者

(軽油試験研究計画の変更の認定の申請)

第二十二條の五 第二十二條の三第一項の認定を  
受けた者(以下この節において「認定事業者」  
という。)は、認定軽油試験研究計画について  
同条第三項各号に掲げる事項を変更しようとす  
るときは、経済産業大臣の変更の認定を受けな  
ければならない。

2 前条の規定は、前項の変更の認定に準用す  
る。

3 第一項の認定軽油試験研究計画の変更の認定  
の申請は、様式第十八の三によるものとする。  
(認定事業者による管理等)

## 第二十二條の六 認定事業者は、当該試験研究が

認定軽油試験研究計画に従つたものとなるよう  
管理しなければならない。

2 認定事業者は、認定軽油試験研究計画に記載  
された措置及び管理体制から見て、予見されな  
い事態が生じたときは、速やかに、これを経済  
産業大臣に報告しなければならない。

3 認定事業者は、十二月ごとに、様式第十八の  
四による書面を経済産業大臣に提出しなけれ  
ばならない。

4 認定事業者は、当該認定軽油試験研究計画の  
終了の日から一月以内に、様式第十八の五によ  
る書面を経済産業大臣に提出しなければならない。  
(認定の取消)

第二十二條の七 経済産業大臣は、認定事業者が  
次の各号の一に該当するときは、当該認定を取  
り消すことができる。

一 不正の手段により第二十二條の三第一項の  
認定を受けたとき。

二 前条各項の規定に違反したとき。  
(軽油と同じ用途に用いることができる石油製  
品)

第二十二條の八 法第十七条の七第一項の経済産  
業省令で定める軽油と同じ用途に用いることが  
できる石油製品は、灯油及び重油とする。  
(標準軽油の基準)

第二十三條 法第十七条の七第二項において準用  
する法第十七条の六第一項の標準軽油の基準と  
して経済産業省令で定めるものは、次の各号に  
掲げるのとおりとする。

一 硫黄分が〇・〇〇一質量百分率以下である  
こと。

二 セタン指数が四十五以上であること。

三 九十パーセント留出温度が三百六十度以下  
であること。

四 トリグリセリドが〇・〇一質量百分率以下  
であること。

五 次のイ又はロの要件を満たすものであるこ  
と。

イ 脂肪酸メチルエステルが〇・一質量百分  
率以下であること。

ロ 脂肪酸メチルエステルが〇・一質量百分  
率を超え五質量百分率以下であつて、次に  
掲げる要件を満たすこと。

(1) メタノールが〇・〇一質量百分率以下  
であること。

(2) 酸価が〇・一三以下であること。

(3) ぎ酸、酢酸及びプロピオン酸の合計が  
〇・〇〇三質量百分率以下であること。

(4) 酸化安定度が六十五分以上であるこ  
と。

六 引火点が四十五度以上であること。

七 流動点が別表第二の地域及び月の区分に応  
じ同表に掲げる数値以下であること。

八 目詰まり点が別表第二の地域及び月の区分  
に応じ同表に掲げる数値以下であること。た  
だし、同表中「零下二十度」とあるのは「零  
下十二度」と、「零下七・五度」とあるのは  
「零下五度」と、「零下二・五度」とあるのは  
「零下一度」と、「五度」とあるのは「規定せ  
ず」と読み替えるものとする。

九 十パーセント残油の残留炭素分が〇・一質  
量百分率以下であること。

十 動粘度が一・七平方ミリメートル毎秒以上  
であること。

2 前項第一号に定める数値は、日本産業規格K  
二五四一一号(原油及び石油製品―硫黄分試  
験方法)で定める試験方法、日本産業規格K二  
五四一一号(原油及び石油製品―硫黄分試験  
方法)で定める試験方法、日本産業規格K二五  
四一一号(原油及び石油製品―硫黄分試験方  
法)で定める試験方法又は日本産業規格K二五  
四一一号(原油及び石油製品―硫黄分試験方  
法)で定める試験方法により測定した場合にお  
ける数値とする。

3 第一項第二号に定める数値は、日本産業規格  
K二二八〇一五号(石油製品―オクタン価、セ  
タン価及びセタン指数の求め方)で定める方法  
により算出した場合における数値又は日本産業  
規格K二二八〇一四号(石油製品―オクタン  
価、セタン価及びセタン指数の求め方)で定め  
る方法により測定した場合における数値とす  
る。

4 第一項第三号に定める数値は、日本産業規格  
K二二五四号(石油製品―蒸留試験方法)の常

- 圧法蒸留試験方法で定める試験方法により測定した場合における数値とする。
- 5 第一項第四号又は同項第五号イ若しくはロに定める数値(同号ロ(1)から(4)までに定める数値を除く。)は、軽油中の脂肪酸メチルエステル又はトリグリセリドの濃度の測定方法として経済産業大臣が定める方法により測定した場合における数値とする。
- 6 第一項第五号ロ(1)で定める数値は、軽油中のメタノールの濃度の測定方法として経済産業大臣が定める方法により測定した場合における数値とする。
- 7 第一項第五号ロ(2)に定める数値は、日本産業規格K二五〇一号(石油製品及び潤滑油—中和価試験方法)の電位差滴定法(酸価)で定める測定方法により測定した場合における数値とする。
- 8 第一項第五号ロ(3)に定める数値は、軽油中の硝酸、酢酸又はプロピオン酸の濃度の測定方法として経済産業大臣が定める方法により測定した場合における数値を合計したものとす。
- 9 第一項第五号ロ(4)に定める数値は、軽油中の酸化安定度の測定方法として経済産業大臣が定める方法により測定した場合における数値とする。
- 10 第一項第六号に定める数値は、日本産業規格K二六五—三号(引火点の求め方)で定める試験方法により測定した場合における数値とする。
- 11 第一項第七号に定める数値は、日本産業規格K二六九号(原油及び石油製品の流動点並びに石油製品曇り点試験方法)の流動点試験方法で定める試験方法により測定した場合における数値とする。
- 12 第一項第八号に定める数値は、日本産業規格K二八八号(石油製品—軽油—目詰まり点試験方法)で定める試験方法により測定した場合における数値とする。
- 13 第一項第九号に定める数値は、日本産業規格K二七〇—一号(原油及び石油製品—残留炭素分の求め方)又は日本産業規格K二七〇—二号(原油及び石油製品—残留炭素分の求め方)で定める試験方法により測定した場合における数値とする。
- 14 第一項第十号に定める数値は、日本産業規格K二二八三号(原油及び石油製品—動粘度試験

方法及び粘度指数算出方法)の動粘度試験方法で定める試験方法により試験温度を三十度として測定した場合における数値とする。

(標準軽油の表示の場所)

第二十四条 法第十七条の七第二項において準用する法第十七条の六第一項に規定する表示は、別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる場所に掲示するものとする。ただし、標準軽油の基準に適合する軽油のみを販売する施設又は設備(当該施設又は設備がある、揮発油又は灯油を販売する施設又は設備である、揮発油にあつては、標準揮発油二号、標準揮発油一号(E)、標準揮発油二号若しくは標準揮発油二号(E)の基準に適合する揮発油又は標準灯油の基準に適合する灯油のみを販売する施設又は設備に限る。)にあつては、同表の下欄に掲げる場所に加えて当該施設又は設備の任意の場所に当該表示を掲示することができる。

2 前項の表示は、様式第十九によりするものとする。

(軽油生産業者等の規格適合確認)

第二十五条 法第十七条の八第一項において準用する法第十七条の三第一項、法第十七条の八第二項において準用する法第十七条の四第一項、法第十七条の八第三項において準用する法第十七条の四第二項及び法第十七条の八第四項において準用する法第十七条の四の二第一項の規定による確認は、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

- 一 試験は、法第十七条の八第一項において準用する法第十七条の三第一項、法第十七条の八第二項において準用する法第十七条の四第一項若しくは法第十七条の八第三項において準用する法第十七条の四第二項又は法第十七条の八第四項において準用する法第十七条の四の二第一項の規定による確認は、次の各号に定めるところにより行わなければならない。
- 二 採取した試験は速やかに分析をするものとし、分析をするまでの間はその成分の変化が生じないように措置を講じておくこと。
- 三 自ら保有する分析設備を使用して、分析すること。
- 四 品質管理責任者に当該分析設備の使用方法に従つて分析させること。
- 五 試験の採取は、次のイ又はロのいずれかの方法で行うこと。

イ 供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の軽油が出荷されるごとに行うこと。

ロ 軽油生産業者、軽油加工業者又は軽油特定加工業者が当該軽油の生産について産業標準化法第三十条第一項に規定する鉱工業品の製造業者の認証を受けた場合にあっては、同法第三十条第三項に規定する製造品質管理体制において定められた方法により行うこと。

2 前項の規定にかかわらず、軽油生産業者、軽油輸入業者、軽油加工業者及び軽油特定加工業者は、軽油生産業者に軽油を販売するときは、当該軽油を購入する軽油生産業者が法第十七条の八第一項において準用する法第十七条の三第一項の確認を行うことを確認することにより、法第十七条の八第一項において準用する法第十七条の三第一項、法第十七条の八第二項において準用する法第十七条の四第一項、法第十七条の四第二項又は法第十七条の八第四項において準用する法第十七条の四の二第一項の規定による確認を行うことができる。

(軽油特定加工業者の確認の特則)

第二十五条の二 軽油特定加工業者は、特定加工する場所ごとに、軽油特定加工品質確認計画(以下「軽油特定加工計画」という。)を作成し、これを法第十二条の九の登録又は法第十二条の十三第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出して、当該軽油特定加工計画が次の各号に適合する旨の認定を受けることができる。

一 認定を受けようとする軽油特定加工業者(以下「軽油特定加工計画申請業者」という。)に供給する軽油を生産又は輸入する者(以下「混和前軽油生産業者等」という。)が生産又は輸入した軽油及び当該軽油特定加工計画申請業者に供給する混和前対象物を生産又は輸入する者(以下この条、次条及び第二十五条の八において「混和前対象物生産業者等」という。)が生産又は輸入した混和前対象物を用いて軽油を生産した場合に軽油規格に適合することが確認されること。

二 軽油特定加工計画の開始の日から終了の日までの間(以下「軽油特定加工計画期間」という。)、前号により確認された混和前の軽油が混和前軽油生産業者等により継続的に生産又は輸入されることが確認されること。

三 軽油特定加工計画期間中、第一号により確認された混和前対象物が混和前対象物生産業者等により継続的に生産又は輸入されることが確認されること。

四 軽油特定加工計画期間中、第二号により継続的に生産又は輸入されることが確認であるとき、当該混和前の軽油の混和前軽油生産業者等から申請に係る特定加工する場所(以下「軽油特定加工計画特定加工場所」という。)までの流通の経路(以下「混和前軽油流通経路」という。)が一定であること。

五 軽油特定加工計画期間中、第三号により継続的に生産又は輸入されることが確認であるとき、当該混和前対象物の混和前対象物生産業者等から軽油特定加工計画特定加工場所までの流通の経路(以下「混和前対象物流通経路」という。)が一定であること。

2 軽油特定加工計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 軽油特定加工計画申請業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 軽油特定加工計画特定加工場所の所在地
- 四 計画の開始の日及び計画の終了の日
- 五 混和前軽油生産業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 六 軽油特定加工計画期間中、前項第一号により確認された混和前の軽油が混和前軽油生産業者等により継続的に生産又は輸入されることが確認するための措置
- 七 軽油特定加工計画期間中の混和前軽油流通経路
- 八 混和前対象物生産業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 九 混和前対象物生産業者等が生産又は輸入する混和前対象物を生産又は輸入する場所
- 十 軽油特定加工計画期間中、前項第一号により確認された混和前対象物が混和前対象物生産業者等により継続的に生産又は輸入されることが確認するための措置
- 十一 軽油特定加工計画期間中の混和前対象物流通経路

3 前項第四号の計画の開始の日から計画の終了の日までの期間は、一年を超えることができない。

4 第一項の認定を受けようとする者は、第二項第四号の計画の開始の日の一月前までに、様式第十九の二による申請書を法第十二条の九の登録又は法第十二条の十三第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

5 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 混和前軽油生産業者等が第二十五条第一項第五号に規定する方法により軽油規格に適合する軽油であることを確認した軽油の供給を受けることを証する書面

二 軽油特定加工計画期間中、混和前軽油流通経路が一定であることを証する書面及びその旨を誓約する書面（軽油特定加工計画申請業者と混和前軽油生産業者等が同一の場合は、当該軽油の生産計画書又は輸入計画書）

三 軽油特定加工計画申請業者が、混和对象物を生産する者（以下この号、次号及び第二十五の五第三項第二号から第四号までにおいて「混和对象物生産業者」という。）から供給を受ける場合は、次に掲げるいずれかの書類

イ 軽油特定加工計画期間中、混和对象物生産業者が生産した混和对象物が当該混和对象物を用いて軽油を生産した場合に軽油規格に適合するものであることの当該混和对象物の供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の混和对象物が出荷されることを行う確認を、登録分析機関その他の第三者の試験分析機関が行う場合にあつては、当該試験分析機関との委託契約書の写し

ロ 軽油特定加工計画期間中、混和对象物生産業者が生産した混和对象物が当該混和对象物を用いて軽油を生産した場合に軽油規格に適合するものであることの当該混和对象物の供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の混和对象物が出荷されることを行う確認を、混和对象物生産業者が自ら行う場合にあつては、自らの分析設備を用いて確認を行う旨を誓約する書面

ハ 混和对象物生産業者が当該混和对象物の生産について産業標準化法第三十条第一項に規定する鉱工業品の製造業者の認証を受ける場合にあつては、同法第三十条第三項に規定する製造品質管理体制において定められた方法により当該混和对象物の生産計画書又は輸入計画書（以下この号、次号及び第二十五の五第三項第二号から第四号までにおいて「混和对象物生産業者」という。）から供給を受ける場合は、次に掲げるいずれかの書類

イ 軽油特定加工計画期間中、混和对象物輸入業者が輸入した混和对象物が当該混和对象物を用いて軽油を生産した場合に軽油規格に適合するものであることの当該混和对象物の供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の混和对象物が出荷されることを行う確認を、登録分析機関その他の第三者の試験分析機関が行う場合にあつては、当該試験分析機関との委託契約書の写し

けた場合にあつては同法第三十条第三項に規定する製造品質管理体制において定められた方法により、当該混和对象物を用いて軽油を生産した場合に軽油規格に適合することを証する書面

二 申請の日前三月間において、混和对象物生産業者が生産した混和对象物が当該混和对象物を用いて軽油を生産した場合に軽油規格に適合するものであることについて、当該混和对象物の供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の混和对象物が出荷されることに、登録分析機関その他の第三者の試験分析機関が二回確認したことを証する書面

四 前号二に掲げる書類を添付する場合においては、混和对象物生産業者の製造設備、供給設備その他の設備の能力、構造図及び配置図並びに当該設備の管理体制を記載した書面

五 軽油特定加工計画申請業者が、混和对象物を輸入する者（以下この号及び第二十五条の五第三項第六号において「混和对象物輸入業者」という。）から供給を受ける場合は、次に掲げるいずれかの書類

イ 軽油特定加工計画期間中、混和对象物輸入業者が輸入した混和对象物が当該混和对象物を用いて軽油を生産した場合に軽油規格に適合するものであることの当該混和对象物の供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の混和对象物が出荷されることを行う確認を、登録分析機関その他の第三者の試験分析機関が行う場合にあつては、当該試験分析機関との委託契約書の写し

ロ 軽油特定加工計画期間中、混和对象物輸入業者が輸入した混和对象物が当該混和对象物を用いて軽油を生産した場合に軽油規格に適合するものであることの当該混和对象物の供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の混和对象物が出荷されることを行う確認を、混和对象物輸入業者が自ら行う場合にあつては、自らの分析設備を用いて確認を行う旨を誓約する書面

六 軽油特定加工計画期間中、混和对象物流通経路が一定であることを証する書面及びその旨を誓約する書面（軽油特定加工計画申請業者と混和对象物生産業者等が同一の場合は、当該混和对象物の生産計画書又は輸入計画書）

6 第二十五条の八の規定により認定を取り消された軽油特定加工業者は、その取消しの日から二年を経過するまでは、第一項の認定を受けることができない。

第二十五条の三 前条第一項の認定を受けた軽油特定加工業者（以下「認定軽油特定加工業者」という。）は、法第十七条の八第四項において準用する法第十七条の四の二第一項の規定による軽油の確認を、第二十五条第一項第五号の規定にかかわらず、軽油特定加工計画期間中、三月以内に一回の頻度で行わなければならない。

2 認定軽油特定加工業者は、混和对象物生産業者等が生産又は輸入した混和对象物が当該混和对象物を用いて軽油を生産した場合に軽油規格に適合するものであることが当該混和对象物の供給設備ごとに確認されたことを証する書面を、軽油特定加工計画期間中、三月以内に一回の頻度で、様式第十九の三により法第十二条の九の登録又は法第十二条の十三第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に届け出なければならない。

第二十五条の四 認定軽油特定加工業者がその事業の全部を譲り渡し、又は認定軽油特定加工業者について相続、合併若しくは分割（その事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その認定軽油特定加工業者の地位を承継する。

第二十五条の五 認定軽油特定加工業者は、第二十五条の二第一項の認定を受けた軽油特定加工計画（以下「認定軽油特定加工計画」という。）について第二十五条の二第二項第三号、第六号、第七号、第九号、第十号又は第十一号に掲げる事項を変更して軽油を販売又は消費しようとするときは、法第十二条の九の登録又は法第十二条の十三第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長の認定を受けなければならない。

2 前項の変更の認定を受けようとする者は、様式第十九の四による変更申請書を法第十二条の九の登録又は法第十二条の十三第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

3 前項の変更申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 第二十五条の二第二項第七号に掲げる事項の変更 変更に係る混和前軽油流通経路が一定であることを証する書面及びその旨を誓約する書面（混和前軽油流通経路の変更に伴い認定軽油特定加工業者と混和前軽油生産業者等が同一となる場合は、当該軽油の生産計画書又は輸入計画書）

二 第二十五条の二第二項第十号に掲げる措置としての混和对象物生産業者が生産した混和对象物が当該混和对象物を用いて軽油を生産した場合に軽油規格に適合するものであることの当該混和对象物の供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の混和对象物が出荷されることを行う確認（以下この号において単に「確認」という。）に関する変更 次

イ 第二十五条の二第五項第三号イに掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が当該書類に記載された試験分析機関の変更その他委託契約の内容を変更する場合（委託契約を破棄する場合を除く。）にあつては、当該変更に係る試験分析機関との委託契約書の写し

ロ 第二十五条の二第五項第三号イに掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が当該書類に記載された試験分析機関との委託契約を破棄し、当該試験分析機関による確認に代えて自らの分析設備を用いて確認を行う場合にあつては、その旨を誓約する書面

ハ 第二十五条の二第五項第三号イに掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が当該書類に記載された試験分析機関との委託契約を破棄し、当該試験分析機関による確認に代えて混和对象物生産業者が当該混和对象物の生産について産業標準化法第三十条第一項に規定する鉱工業品の製造業者の認証を受けて同法第三十条第三項に規定する製造品質管理体制において定められた方法により当該混和对象物を用いて軽油を生産した場合に軽油規格に適合する旨の確認（以下この号及び次号において「産業標準化法に基づく方法による確認」という。）によること



とする場合にあつては、当該混和対象物を用いて軽油を生産した場合に軽油規格に適合することを証する書面

二 第二十五条の二第五項第三号に掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が当該書類に記載された試験分析機関との委託契約書を破棄する場合（口及びハの場合を除く。）にあつては、混和対象物生産業者の製造設備、供給設備その他の設備の能力、構造図及び配置図並びに当該設備の管理体制を記載した書面、並びに当該供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の混和対象物が出荷されるごとに登録分析機関その他の第三者の試験分析機関が二回確認したことを証する書面

ホ 第二十五条の二第五項第三号に掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が自らの分析設備による確認に代えて登録分析機関その他の第三者の試験分析機関により確認を行わせる場合にあつては、当該試験分析機関との委託契約書の写し

ヘ 第二十五条の二第五項第三号に掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が自らの分析設備による確認に代えて産業標準化法に基づく方法による確認を行うこととする場合にあつては、当該混和対象物を用いて軽油を生産した場合に軽油規格に適合することを証する書面

ト 第二十五条の二第五項第三号に掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が自らの分析設備による確認を行わないこととする場合（ホ及びヘの場合を除く。）にあつては、混和対象物生産業者の製造設備、供給設備その他の設備の能力、構造図及び配置図並びに当該設備の管理体制を記載した書面、並びに当該供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の混和対象物が出荷されるごとに登録分析機関その他の第三者の試験分析機関が二回確認したことを証する書面

チ 第二十五条の二第五項第三号に掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が産業標準化法に基づく方法による確認に代えて登録分析機

関その他の第三者の試験分析機関により確認を行わせる場合にあつては、当該試験分析機関との委託契約書の写し

リ 第二十五条の二第五項第三号に掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が産業標準化法に基づく方法による確認に代えて自らの分析設備を用いて確認を行う場合にあつては、その旨を誓約する書面

ヌ 第二十五条の二第五項第三号に掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が新たに登録分析機関その他の第三者の試験分析機関により確認を行わせる場合にあつては、当該試験分析機関との委託契約書の写し

ル 第二十五条の二第五項第三号に掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が新たに自らの分析設備を用いて確認を行う場合にあつては、その旨を誓約する書面

三 第二十五条の二第二項第十号に掲げる措置としての産業標準化法に基づく方法による確認に関する変更 次に掲げるいずれかの書類

イ 第二十五条の二第五項第三号に掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が産業標準化法に基づく方法による確認を行わないこととする場合（前号チ及びリの場合を除く。）にあつては、混和対象物生産業者の製造設備、供給設備その他の設備の能力、構造図及び配置図並びに当該設備の管理体制を記載した書面、並びに当該供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の混和対象物が出荷されるごとに登録分析機関その他の第三者の試験分析機関が二回確認したことを証する書面

ロ 第二十五条の二第五項第三号に掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が新たに産業標準化法に基づく方法による確認を行うこととする場合にあつては、当該混和対象物を用いて軽油を生産した場合に軽油規格に適合することを証する書面

四 第二十五条の二第二項第十号に掲げる措置としての同条第五項第四号に掲げる書面に記載された混和対象物生産業者の製造設備、供給設備その他の設備の能力を維持する旨の変

更 変更後の混和対象物生産業者の製造設備、供給設備その他の設備の能力、構造図及び配置図並びに当該設備の管理体制を記載した書面、並びに当該変更後の製造設備、供給設備その他の設備を用いて生産された混和対象物が当該混和対象物を用いて軽油を生産した場合に軽油規格に適合するものであることについて、当該混和対象物の供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の混和対象物が出荷されるごとに、登録分析機関その他の第三者の試験分析機関が二回確認したことを証する書面

五 第二十五条の二第二項第十号に掲げる措置としての同条第五項第四号に掲げる書面に記載された管理体制を維持する旨の変更 変更後の管理体制を記載した書面

六 第二十五条の二第二項第十号に掲げる措置としての混和対象物輸入業者が輸入した混和対象物が当該混和対象物を用いて軽油を生産した場合に軽油規格に適合するものであることとの当該混和対象物の供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の混和対象物が出荷されることを行う確認（以下この号において単に「確認」という。）に関する変更 次に掲げるいずれかの書類

イ 第二十五条の二第五項第五号に掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が当該書類に記載された試験分析機関の変更その他委託契約の内容を変更する場合（委託契約を破棄する場合を除く。）にあつては、当該変更に係る試験分析機関との委託契約書の写し

ロ 第二十五条の二第五項第五号に掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が当該書類に記載された試験分析機関との委託契約を破棄し、当該試験分析機関による確認に代えて自らの分析設備を用いて確認を行う場合にあつては、その旨を誓約する書面

ハ 第二十五条の二第五項第五号に掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が自らの分析設備による確認に代えて登録分析機関その他の第三者の試験分析機関により確認を行わせる場合にあつては、当該試験分析機関との委託契約書の写し

七 第二十五条の二第二項第十一号に掲げる事項の変更 変更に係る混和対象物流通経路が一定であることを証する書面及びその旨を誓約する書面（混和対象物流通経路の変更に伴い混和対象物生産業者等が同一となる場合は、当該混和対象物の生産計画書又は輸入計画書）

四 第二十五条の二第二項の規定は、第一項の変更の認定について準用する。

第二十五条の六 認定軽油特定加工業者は、認定軽油特定加工計画について第二十五条の二第二項第一号、第五号又は第八号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を法第十二条の九の登録又は法第十二条の十三第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に届け出なければならない。

二 前項の届出をしようとする者は、様式第十九の五による届出書を法第十二条の九の登録又は法第十二条の十三第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

第二十五条の七 認定軽油特定加工業者は、法第十二条の九の登録又は法第十二条の十三第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長の認定を受けて計画の終了の日を変更することができ。

二 前項の認定を受けようとする者は、計画の終了の日の三月前から一月前までの間に、様式第十九の六による申請書を法第十二条の九の登録又は法第十二条の十三第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

三 第一項の規定により変更される前の計画の終了の日から同項の規定により変更される後の計画の終了の日までの期間は、一年を超えることはできない。

四 第二十五条の二第二項、第二項、第五項第二号及び第三号並びに第六号の規定は、第一項の認定に準用する。この場合において、同条第一項第二号中「軽油特定加工計画の開始の日から終了の日」とあるのは「変更前の軽油特定加工計画の終了の日から変更後の計画の終了の日」と、同条第二項第四号中「計画の開始の日及び計画の終了の日」とあるのは「変更前の計画の終了の日及び変更後の計画の終了の日」と、同条第五項第三号中「申請の日前三月間において、混和対象物生産業者」とあるのは「混和対象物生産業者」と読み替えるものとする。

**第二十五条の八** 法第十二条の九の登録又は法第十二条の十三第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長は、認定軽油特定加工業者が次の各号の一に該当するときは、第二十五条の二第一項、第二十五条の五第一項又は前条第一項の認定を取り消すことができる。

一 第二十五条の第三第一項の規定による確認を行わなかつたとき。

二 第二十五条の三第二項の規定による届出をしなかつたとき。

三、第二十五条の二第二項第三号、第六号、第七号、第九号、第十号又は第十一号に掲げる事項に変更があつたにもかかわらず、第二十五条の五第一項の規定による変更の認定を受けなかつたとき。

四 第二十五条の二第二項第一号、第五号又は第八号に掲げる事項に変更があつたにもかかわらず、第二十五条の六第一項の規定による届出をしなかつたとき。

五 認定軽油特定加工業者に係る混和前軽油生産業者等が生産又は輸入する軽油を用いて軽油を生産した場合に軽油規格に適合しなくなつたとき。

六 認定軽油特定加工業者に係る混和対象物生産業者等が生産又は輸入する混和対象物を用いて軽油を生産した場合に軽油規格に適合しなくなつたとき。

七 不正の手段により第二十五条の二第二項、第二十五条の五第一項又は前条第一項の認定を受けたとき。

八 当該認定に係る特定加工する場所において生産された軽油が軽油規格に適合しないものであるにもかかわらず販売又は消費されたとき。

(準用等)

**第二十六条** 第十八条及び第十九条の規定は、軽油輸入業者に準用する。この場合において、第十八条及び第十九条中「揮発油輸入業者」とあるのは「軽油輸入業者」と、「法第十七条の四第四項」とあるのは「法第十七条の八第二項において準用する法第十七条の四第四項」と、「揮発油」とあるのは「軽油」と、「様式第十五」とあるのは「様式第二十」と「法第十七条の四第一項」とあるのは「法第十七条の八第二項において準用する法第十七条の四第一項」と、「法第十七条の四第六項」とあるのは「法第十七条の八第二項において準用する法第十七

条の四第六項」と、「様式第十六」とあるのは「様式第二十二」と読み替えるものとする。

### 第三節 灯油の品質の確保 規格)

第二十七条 法第十七条の九第一項の灯油の規格として経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。

一 硫黄分が〇・〇〇八質量百分率以下である  
と。

二 引火点が四〇度以上であること。  
三 セーボルト色がプラス二十五以上であること。

と。

前項第一号に定める数値は、日本産業規格K二五四—一—号（原油及び石油製品—硫黄分試験方法）で定める試験方法、日本産業規格K二五四—二—号（原油及び石油製品—硫黄分試験方法）で定める試験方法及び、日本産業規格K二五四—一六号（原油及び石油製品—硫黄分試験方法）で定める試験方法又は日本産業規格K二五四—一七号（原油及び石油製品—硫黄分試験方法）で定める試験方法により測定した場合における数値とする。

第一項第二号に定める数値は、日本産業規格 K 二二六五—一 号（引火点の求め方）で定める試験方法により測定した場合における数値とする。

第一項第三号に定める数値は、日本産業規格 K 二五八〇号（石油製品—色試験方法）のセーボルト色試験方法で定める試験方法により測定した場合における数値とする。

（灯油と同じ用途に用いることができる石油製品）

第二十七条の二 法第十七条の九第一項の経済産業省令で定める灯油と同じ用途に用いることができる石油製品は、軽油とする。

(標準灯油の基準)

**第二十八条** 法第十七条の九第二項において準用する法第十七条の六第一項の標準灯油の基準として経済産業省令で定めるものは、日本産業規格K二二〇三号の表二で定める一号に適合する灯油であることとする。

(標準灯油の表示の場所)

**第二十九条** 法第十七条の九第二項において準用する法第十七条の六第一項に規定する表示は、別表第四の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる場所に掲示するものとする。ただし、標準灯油の基準に適合する灯油のみを販売し、

する施設又は設備（当該施設又は設備が、揮発油又は軽油を販売する施設又は設備である場合にあつては、標準揮発油一号、標準揮発油二号（E）、標準揮発油二号若しくは標準揮発油二号（E）の基準に適合する揮発油又は標準軽油の基準に適合する軽油のみを販売する施設又は設備に限る。）にあつては、同表の下欄に掲げる場所に加えて当該施設又は設備の任意の場所に当該表示を掲示することができる。

前項の表示は、様式第二十二によりするものとする。

(灯油生産業者等の規格適合確認)

**第三十条** 法第十七条の十第一項において準用する法第十七条の第三項、法第十七条の第十二項において準用する法第十七条の四第一項及び法第十七条の十第三項において準用する法第十七条の四第二項の規定による確認は、次の各号に定めるところにより行なわなければならない。

一 試料は、法第十七条の十第一項において準用する法第十七条の第三項、法第十七条の十第二項において準用する法第十七条の第四項又は法第十七条の十第三項において準用

する法第十七条の四第二項の確認を行った灯油が、販売又は消費されるまでの間に異なる品質の灯油と混合を生じるおそれがない段階において採取すること。

二 採取した試料は速やかに分析をするものとし、分析をするまでの間はその成分の変化が生じないような措置を講じておくこと。

三 自ら保有する分析設備を使用して、分析すること。

四 品質管理責任者に当該分析設備の使用方法的

五 試料の採取は、次のイ又はロのいずれかの方法で行うこと。

イ 供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の灯油が出荷されることを行うこと。

ロ 灯油生産業者又は法第十七条の十三第三項において準用する法第十七条の四第二項の規定により確認を行うべき者（以下「灯油加工業者」という。）が当該灯油の生産に於いて産業標準化法第三十条第一項に規定する鉱工業品の製造業者の認証を受けた場合にあつては、同法第三十条第三項に規定する製造品質管理体制において定められた方法により行うこと。

前項の規定にかかわらず、灯油生産業者、灯油輸入業者及び灯油加工業者は、灯油生産業者が、灯油を生産業者が法第十七条の十第一項において準用する法第十七条の第三第一項の確認を行うことにより、法第十七条の十第一項において準用する法第十七条の第三第一項、法第十七条の十第二項において準用する法第十四条の四第一項又は法第十七条の十第三項において準用する法第十七条の四第二項の規定による確認を行うことができる。

(準用等)

第三十一条 第十八条及び第十九条の規定は、灯油輸入業者に準用する。この場合において、第十八条及び第十九条中「揮発油輸入業者」とあるのは「灯油輸入業者」と、「法第十七条の四第二項」とあるのは「法第十七条の十第二項」とおいて準用する法第十七条の四第四項」と、「揮発油」とあるのは「灯油」と、「自動車」とあるのは「屋内燃焼」と、「様式第十五」とあるのは「様式第二十三」と、「法第十七条の四第一項」とあるのは「法第十七条の十第二項」とおいて準用する法第十七条の四第一項」と、「法第十七条の四第六項」とあるのは「法第十七条の十第二項において準用する法第十七条の四第六項」と、「様式第十六」とあるのは「様式第二十四」と読み替えるものとする。

#### 第四節 重油の品質の確保

第三十二條 去第十七條の十一第一頁の重油の規

格として経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。

一 硫黄分が〇・五質量百分率以下であること。

二 無機酸を含まないこと。

前項第一号に定める数値は、日本産業規格K 2541—1—3号（原油及び石油製品・硫黄分試験方法）で定める試験方法、日本産業規格K 2541—1—4号（原油及び石油製品・硫黄分試験方法）で定める試験方法又は日本産業規格K 2541—1—5号（原油及び石油製品・硫黄分試験方法）で定める試験方法により測定した場合における数値とする。

この省令において「無機酸を含まないこと」とは、日本産業規格K二二五二号（石油製品—反応試験方法）で定める試験方法により測定し

た場合において、その結果がアルカリ性又は中性であることをいう。

(重油規格の特則)

**第三十二条の二** 重油販売業者、重油生産業者、重油輸入業者又は法第十七条の十二第三項において準用する法第十七条の四第二項の規定により確認を行うべき者（以下「重油加工業者」という。）が、重油を燃料とする船舶であつて次のいずれかの書面又はその写しにより海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号。以下この条において「海洋汚染等防止法」という。）第十九条の二十一第二項に規定する硫黄酸化物放出低減装置を設置していることが認められた船舶の燃料として重油を販売又は使用しようとする場合における重油規格については、前条の規定にかかわらず、同条第一項第一号中「〇・五質量百分率」とあるのは「三・五質量百分率」とする。

一 海洋汚染等防止法第十九条の四十二の海洋汚染等防止検査手帳

二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号。）第十二条の十七の六の四第一項の承認証

三 千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によつて修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書によつて規定された同条約附属書VI第六規則又は第七規則の規定に基づく国際大気汚染防止証書

四 重油販売業者に販売しようとする場合にあつては、硫黄酸化物放出低減装置を設置している船舶の燃料として重油を販売する旨を当該重油販売業者が誓約する書面

2 重油販売業者、重油生産業者、重油輸入業者又は重油加工業者が、海洋汚染等防止法第十九条の二十一第三項に規定するところに基づき国土交通省令で定める措置を講じてもなお基準適合燃料油を手でできない場合において、重油を船舶の燃料として販売又は使用しようとする場合における重油規格については、前条の規定にかかわらず、同条第一項第一号中「〇・五質量百分率」とあるのは「三・五質量百分率」とする。（重油と同じ用途に用いることができる石油製品）

**第三十三条** 法第十七条の十一第一項の経済産業省令で定める重油と同じ用途に用いることができる石油製品は、軽油とする。

(船舶等)

**第三十四条** 法第十七条の十一第二項の経済産業省令で定める船舶等は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 国際航海に従事する総トン数四百トン以上のすべての船舶（海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶を除く。）

二 すべての掘削バージ

三 我が国の主権又は管轄権の下にある水域に位置されるすべての海洋掘採施設（書面の交付）

**第三十五条** 法第十七条の十一第二項の規定による書面の交付は、次により行うものとする。

一 当該船舶等に重油の販売後遅滞なく交付すること。

二 書面に記載された事項が第三十七条各号に掲げる事項と相違がないことを確認の上、交付すること。

2 第三十二条の二第一項第一号から第三号までのいずれかの規定により重油を販売するときには、確認した書面の写しを法第十七条の十一第二項に基づき交付する書面に添付するものとする。（試料の要件）

**第三十六条** 法第十七条の十一第二項の規定による試料は、四百ミリリットル以上であつて、重油を供給する作業が完了した後、重油販売業者及び船長又は重油供給の完了時の作業担当の責任者によつて次に掲げる事項が記載されているラベルがはつて付けられた適当な容器に収められ、封印された上で、提出されなければならない。ただし、記載事項は、英語、フランス語又はスペイン語により記載されなければならない。

一 当該船舶等の燃料用の重油を受け入れた船舶等の名称及び国際海事機関船舶識別番号（ただし、海洋掘採施設の場合は、名称のみでよい。）

二 試料の採取地及び採取方法

三 当該船舶等の燃料用の重油の供給開始日

四 当該船舶等の燃料用の重油を供給した設備の名称（他の船舶から当該船舶等の燃料用の重油を供給したときは、他の船舶の名称を含む。）

五 当該船舶等の燃料用の重油の種類

六 容器の封印方法

七 当該船舶等の燃料用の重油販売業者の氏名又は名称、法人にあつては代表者の氏名、及び署名、並びに重油の供給を受けた船舶等の船長又は重油供給の完了時の作業担当の責任者の氏名及び署名

(書面の記載事項)

**第三十七条** 法第十七条の十一第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、記載事項は、英語、フランス語又はスペイン語により記載されなければならない。

一 当該船舶等の燃料用の重油を受け入れた船舶等の名称及び国際海事機関船舶識別番号（ただし、海洋掘採施設の場合は、名称のみでよい。）

二 当該船舶等の燃料用の重油を供給した場所

三 当該船舶等の燃料用の重油の供給開始日

四 当該船舶等の燃料用の重油販売業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名及び当該船舶等の燃料用の重油の販売を行う事業所の名称、所在地及び電話番号

五 当該船舶等の燃料用の重油の製品名

六 当該船舶等の燃料用の重油の供給量

七 十五度における密度（日本産業規格K二二四九一―号（原油及び石油製品―密度の求め方）で定める試験方法又は日本産業規格K二二四九一―号（原油及び石油製品―密度の求め方）で定める試験方法により測定した場合における数値とする。）

八 硫黄分濃度（日本産業規格K二五四一―三―号（原油及び石油製品―硫黄分試験方法）で定める試験方法、日本産業規格K二五四一―四―号（原油及び石油製品―硫黄分試験方法）で定める試験方法又は日本産業規格K二五四一―五―号（原油及び石油製品―硫黄分試験方法）で定める試験方法により測定した場合における数値とする。）

九 無機酸を含まないこと

十 第一号から第九号までの事項について適正である旨及びその旨を証する当該重油販売業者の署名

(書面の写しの保存義務)

**第三十八条** 法第十七条の十一第二項の規定による書面の写しは、船舶等の燃料用の重油の販売を行う事業所ごとに備えなければならない。また、当該書面の写しは、書面の交付の日から三年間保存しなければならない。

(情報通信の技術を利用する方法)

**第三十九条** 法第十七条の十一第二項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織（重油販売業者の使用に係る電子計算機と重油の販売を求めた者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 重油販売業者の使用に係る電子計算機と重油の販売を求めた者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該重油の販売を求めた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 重油販売業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて重油の販売を求めた者の閲覧に供し、当該重油の販売を求めた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

二 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、重油の使用者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

**第四十条** 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行令（以下「令」という。）第五項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次のとおりとする。

一 前条第一項各号に掲げる方法のうち重油販売業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

(重油生産業者等の規格適合確認)

**第四十一条** 法第十七条の十二第一項において準用する法第十七条の三第一項、法第十七条の十二第二項において準用する法第十七条の四第一項及び法第十七条の十二第三項において準用する法第十七条の四第二項の規定による確認は、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

一 試料は、法第十七条の十二第一項において準用する法第十七条の三第一項、法第十七条の十二第二項において準用する法第十七条の四第一項又は法第十七条の十二第三項において準用する法第十七条の四第二項の確認を行った重油が、販売又は消費されるまでの間に





朗読をもつて前項の規定による陳述に代えることができる。

9 意見聴取会に出席して意見を述べる者が事案の範囲を超えて発言するとき、又は意見聴取会に出席している者が意見聴取会の秩序を乱し、若しくは不穏な言動をするときは、議長は、これらの者に対し、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

10 審査請求人又は利害関係人の代理人は、その代理権を証する書類を議長に提出しなければならぬ。

11 議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により意見聴取会に出席を求められた者に通知しなければならない。

(聴聞)

第六十四条 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の規定による通知は、聴聞を行うべき期日の二十一日前までに行わなければならない。

附 則 抄

1 この省令は、昭和五十二年五月二十三日から施行する。

附 則 （昭和五十六年二月八日通商産業省令第八十九号）

この省令は、揮発油販売業法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第八十二号）の施行の日（昭和五十六年十二月十一日）から施行する。

附 則 （昭和五十七年一月一八日通商産業省令第五二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六〇年一月一八日通商産業省令第四四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六一年一〇月一八日通商産業省令第五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六二年三月二八日通商産業省令第一四号）

この省令は、昭和六十二年四月二十八日から施行する。

附 則 （昭和六二年七月一〇日通商産業省令第四一〇号）

この省令は、昭和六十二年九月三十日から施行する。ただし、第十条、第十五条及び第二十

一条の改正規定は、昭和六十二年十月三十一日から施行する。

附 則 （昭和六二年一〇月一七日通商産業省令第四九号）

この省令は、昭和六十二年十月十八日から施行する。

附 則 （平成元年一〇月一八日通商産業省令第七一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二年一〇月一八日通商産業省令第四八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成三年一〇月一八日通商産業省令第五〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成四年一〇月一六日通商産業省令第六五号）

この省令は、平成四年十月十八日から施行する。

附 則 （平成五年一〇月一八日通商産業省令第六三三〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成六年九月三〇日通商産業省令第六六号）

この省令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

附 則 （平成六年一〇月一八日通商産業省令第七〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成七年一〇月三〇日通商産業省令第九〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成七年一〇月三二日通商産業省令第九二二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成八年四月一日）から施行する。

2 この省令の施行の際現に揮発油、軽油又は灯油の輸入の事業を一年間以上又は二年間以上行っている者は、第十八条第二項（第二十六条及び第三十一条において準用する場合を含む。以下本項において同じ。）の規定の適用に関しては、揮発油、軽油又は灯油の輸入の事業をそれ

ぞれ一年間以上又は二年間以上行っている者とみなす。その際、同項中「法の規定」は「揮発油販売業法又は特定石油製品輸入暫定措置法の規定」と読み替えるものとする。

附 則 （平成八年三月二六日通商産業省令第一五五号）

この省令は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 （平成九年三月二七日通商産業省令第三九号） 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成九年四月一日通商産業省令第五八号）

この省令は、平成九年十月一日から施行する。ただし、第二十三条第一項第一号の改正規定は、平成十年一月一日から施行する。

2 この省令の施行の日から平成九年十二月三十一日までの間において軽油販売業者が販売する軽油であつて、改正前の第二十二條第一項各号に定める規格に適合するものは、改正後の第二十二條第一項各号に定める規格に適合するものとみなす。

附 則 （平成九年四月九日通商産業省令第七四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成九年十二月二六日通商産業省令第一二七号）

この省令は、平成十年一月一日から施行する。

附 則 （平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三五五号）

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 （平成一一年七月一日通商産業省令第六五五号）

この省令は、平成十二年一月一日から施行する。ただし、第二十条第一号及び第二号の改正規定は、平成十二年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の日から平成十二年三月三十一日までの間において揮発油販売業者が販売する揮発油であつて、改正前の第十条第一項各号に定める規格に適合するものは、改正後の第十条第一項各号に定める規格に適合するものとみなす。

附 則 （平成二二年六月三〇日通商産業省令第一二四号）

この省令は、平成十二年七月一日から施行する。

附 則 （平成二二年一〇月三一日通商産業省令第二六八号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 （平成一三年三月二九日経済産業省令第九九号） 抄

1 この省令は、商法等の一部を改正する法律及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

附 則 （平成一五年八月二二日経済産業省令第九三三〇号）

この省令は、揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年八月二十八日）から施行する。ただし、第十条第一項第二号、第二十二條第一項第一号及び第二十三條第一項第一号の改正規定は平成十六年十二月三十一日から施行する。

附 則 （平成一五年九月三〇日経済産業省令第一二九号）

この省令は、平成十六年三月一日から施行する。ただし、様式第十五、様式第二十、様式第二十三、様式第四十五、様式第四十七及び様式第四十九の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一六年二月二五日経済産業省令第二二二〇号）

この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

第一条 この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

(揮発油等の品質の確保等に関する法律に規定する指定分析機関を指定する省令の廃止)

第二条 揮発油等の品質の確保等に関する法律に規定する指定分析機関を指定する省令（平成十三年経済産業省令第二百一十八号）は、廃止する。

附 則 （平成一六年一二月二七日経済産業省令第二二五号）

この省令は、平成十六年十二月三十一日から施行する。

附 則 （平成一七年二月一四日経済産業省令第六六号）

この省令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。



附 則（平成一七年三月四日経済産業省令第一四号）  
この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附 則（平成一七年三月八日経済産業省令第一五号）  
この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年一月三〇日経済産業省令第九九号）  
この省令は、平成十九年一月一日から施行する。ただし、第十条第一項第二号の改正規定は、平成二十年一月一日から施行する。

附 則（平成一九年二月五日経済産業省令第三号）  
この省令は、平成十九年三月三十一日から施行する。

附 則（平成二〇年二月二五日経済産業省令第八一号）  
この省令は、平成二十一年二月二十五日から施行する。

附 則（平成二二年六月一七日経済産業省令第三一号）  
この省令は、平成二十一年七月一日から施行する。

附 則（平成二三年三月二日経済産業省令第六号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年二月二八日経済産業省令第七一号）  
この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。

附 則（平成二四年三月三〇日経済産業省令第二六号）  
（施行期日）  
この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（軽油規格等に関する経過措置）  
当分の間、軽油中の酸価（軽油一グラムのうちに含まれる酸の中和に要する水酸化カリウムのミリグラム数をいう。以下同じ。）の増加の測定方法として経済産業大臣が定める方法により測定した場合における酸価の増加の数値が〇・一二以下である軽油は、この省令による改正後の揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十二条第一項第五号ロ（４）又は第二十三条第一項第五号ロ（４）の要件を満たすものとみなす。

附 則（平成二五年二月二〇日経済産業省令第六三号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年六月一日経済産業省令第四七号）  
（施行期日）  
第一条 この省令は、平成二七年六月十五日から施行する。

（経過措置）  
第二条 この省令の施行の際現に改正前の揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和五十二年通商産業省令第二十四号。以下、「規則」という。）第十四条の二の規定によりされている申請又は規則第十四条の七の規定によりされている変更申請については、改正後の規則第十四条の二の規定によりされた申請又は規則第十四条の七の規定によりされた変更申請とみなす。

2 この省令の施行の際現に改正前の規則第十四条の二により受けた認定又は規則第十四条の七の規定により受けた変更認定については、改正後の規則第十四条の二の規定による認定又は改正後の規則第十四条の七の規定による変更認定を受けたものとみなす。

附 則（平成二八年三月二九日経済産業省令第四三号）  
この省令は、平成二八年四月一日から施行する。

附 則（令和元年七月一日経済産業省令第一七号）  
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和元年二月二九日経済産業省令第四六号）  
（施行期日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）  
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令

|                                    |    |                                                                                                               |     |
|------------------------------------|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 様式第十三を除く。は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。 |    | 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）については、当分の間、これを取り繕つて使用することができ。 |     |
| 附 則（令和四年九月三〇日経済産業省令第七六号）           |    | この省令は、令和四年十月一日から施行する。                                                                                         |     |
| 附 則（令和五年二月二八日経済産業省令第六三号） 抄         |    | この省令は、公布の日から施行する。                                                                                             |     |
| 別表第一 標準揮発油の表示の場所（第二十一条関係）          |    | <div> <div>区分</div> <div>場所</div> </div> 固定された給油設備（懸垂標準揮発油を給油するものを除く。以下「固定計量器の見やすい定式給油設備」という。）<br>箇所          |     |
| 懸垂式の固定された給油設備（以下「懸垂式給油設備」という。）     |    | 標準揮発油を給油する計量器の表示部の見やすい箇所                                                                                      |     |
| 固定されていない給油設備（標準揮発油を給油する計量器の見やすい箇所） |    | 標準揮発油を給油する計量器の見やすい箇所                                                                                          |     |
| 以下「可般式給油設備」とする計量器の見やすい箇所           |    | 標準揮発油を給油する計量器の見やすい箇所                                                                                          |     |
| 別表第二 標準軽油の流動点の基準（第二十三条関係）          |    | <div> <div>地域</div> <div>標準</div> </div>                                                                      |     |
| 域                                  | 一月 | 二月                                                                                                            | 三月  |
|                                    | 四月 | 五月                                                                                                            | 六月  |
| 北                                  | 七月 | 八月                                                                                                            | 九月  |
|                                    | 十月 | 十一月                                                                                                           | 十二月 |
| 道                                  | 一月 | 二月                                                                                                            | 三月  |
|                                    | 四月 | 五月                                                                                                            | 六月  |
| 海                                  | 七月 | 八月                                                                                                            | 九月  |
|                                    | 十月 | 十一月                                                                                                           | 十二月 |
| 東                                  | 一月 | 二月                                                                                                            | 三月  |
|                                    | 四月 | 五月                                                                                                            | 六月  |
| 北                                  | 七月 | 八月                                                                                                            | 九月  |
|                                    | 十月 | 十一月                                                                                                           | 十二月 |
| 開                                  | 一月 | 二月                                                                                                            | 三月  |
|                                    | 四月 | 五月                                                                                                            | 六月  |
| 東                                  | 七月 | 八月                                                                                                            | 九月  |
|                                    | 十月 | 十一月                                                                                                           | 十二月 |
| 中                                  | 一月 | 二月                                                                                                            | 三月  |
|                                    | 四月 | 五月                                                                                                            | 六月  |
| 部                                  | 七月 | 八月                                                                                                            | 九月  |
|                                    | 十月 | 十一月                                                                                                           | 十二月 |
| 陸                                  | 一月 | 二月                                                                                                            | 三月  |
|                                    | 四月 | 五月                                                                                                            | 六月  |
| 五                                  | 七月 | 八月                                                                                                            | 九月  |
|                                    | 十月 | 十一月                                                                                                           | 十二月 |

|         |     |         |     |         |     |     |         |         |         |     |     |     |                                                                                                                                                                                                                                                                        |                           |    |    |                                |                                         |                                     |                           |    |    |                                |                                    |
|---------|-----|---------|-----|---------|-----|-----|---------|---------|---------|-----|-----|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|----|----|--------------------------------|-----------------------------------------|-------------------------------------|---------------------------|----|----|--------------------------------|------------------------------------|
| 東零下七・五度 | 海五度 | 近零下七・五度 | 畿五度 | 山零下七・五度 | 陰五度 | 陽五度 | 四零下零下五度 | 国二・七・五度 | 九零下七・五度 | 沖五度 | 州五度 | 繩五度 | (注) この表において「東北」とは、青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島の各県を、「関東」とは、茨城、栃木、群馬、埼玉、東京、千葉、神奈川の各都県を、「北陸」とは、新潟、富山、石川、福井の各県を、「中部」とは、山梨、長野、岐阜の各県を、「東海」とは、静岡、愛知の各県を、「近畿」とは、滋賀、三重、奈良、京都、大阪、和歌山、兵庫の各府県を、「山陽」とは、岡山、広島、山口の各県を、「山陰」とは、鳥取、島根の各県を、「四国」とは、香川、徳島、愛媛、高知の各県を、「九州」とは、福岡、大分、宮崎、佐賀、長崎、熊本、鹿児島各県をいう。 | 別表第三 標準軽油の表示の場所 (第二十四条関係) | 区分 | 場所 | 固定式給油設備標準軽油を給油する計量器の見や<br>すい箇所 | 備<br>懸垂式給油設備標準軽油を給油する計量器の表示<br>部の見やすい箇所 | 備<br>可般式給油設備標準軽油を給油する計量器の見や<br>すい箇所 | 別表第四 標準灯油の表示の場所 (第二十九条関係) | 区分 | 場所 | 固定式給油設備標準灯油を給油する計量器の見<br>やすい箇所 | 懸垂式給油設備標準灯油を給油する計量器の表<br>示部の見やすい箇所 |
|---------|-----|---------|-----|---------|-----|-----|---------|---------|---------|-----|-----|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|----|----|--------------------------------|-----------------------------------------|-------------------------------------|---------------------------|----|----|--------------------------------|------------------------------------|

方法又は日本産業規格K二五三六―一六号(石油製品―成分試験方法)で定める試験方法について、日

四 酸素分について、日本産業規格K二五三六―二二号(石油製品―成分試験方法)で定める試験方法、日本産業規格K二五三六―一四号(石油製品―成分試験方法)で定める試験方法又は日本産業規格K二五三六―一六号(石油製品―成分試験方法)で定める試験方法、日本産業規格K二五三六―一四号(石油製品―成分試験方法)で定める試験方法又は日本産業規格K二五三六―一六号(石油製品―成分試験方法)で定める試験方法

五 ベンゼンの混入率について、日本産業規格K二五三六―二二号(石油製品―成分試験方法)で定める試験方法又は日本産業規格K二五三六―一六号(石油製品―成分試験方法)で定める試験方法、日本産業規格K二五三六―一四号(石油製品―成分試験方法)で定める試験方法

六 灯油の混入率について、日本産業規格K二五三六―二二号(石油製品―成分試験方法)で定める試験方法又は日本産業規格K二五三六―一四号(石油製品―成分試験方法)で定める試験方法

七 メタノールの混入率について、日本産業規格K二五三六―二二号(石油製品―成分試験方法)で定める試験方法、日本産業規格K二五三六―一四号(石油製品―成分試験方法)で定める試験方法、日本産業規格K二五三六―一五号(石油製品―成分試験方法)又は日本産業規格K二五三六―一六号(石油製品―成分試験方法)で定める試験方法

|                     |                                                                                                                                        |                                                                                                    |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                     | 二五三六―六号(石油製品―成分試験方法)で定める試験方法                                                                                                           |                                                                                                    |
|                     | 八 エタノールの混入率について、日本産業規格K二五三六―二号(石油製品―成分試験方法)で定める試験方法、日本産業規格K二五三一四号(石油製品―成分試験方法)で定める試験方法又は日本産業規格K二五三六―六号(石油製品―成分試験方法)で定める試験方法            |                                                                                                    |
|                     | 九 日本産業規格K二二六一号(石油製品―自動車ガソリン及び航空燃料油―実在ガム試験方法―噴射蒸発法)で定める試験方法又は日本産業規格K〇一四号(高速液体クロマトグラフィ―通則)その他経済産業大臣が別に定める測定方法により揮発油中の酸化生成物の測定を行うことができるもの | 試料は第十七条第一項第一号に定めるところによる。採取するときは、分析を委託された試料は、採取後、速やかに、分析することとし、分析を行うまでの間はその成分の変化を生じないような措置を講じておくこと。 |
| 揮発油生産者              | (石油製品―ガス吸光A法又は原子吸収B法で定める試験方法)                                                                                                          |                                                                                                    |
| 産生用原料               | (鉛分試験方法)                                                                                                                               |                                                                                                    |
| 揮発油輸出入業者            | 日本産業規格K二五四一号(原油及び石油製品―硫黄分試験方                                                                                                           | 分析を委託した後は、速やか                                                                                      |
| 揮発油加工業              | 日本産業規格K二五四二号(原油及び石油製                                                                                                                   | 分の間はその成                                                                                            |
| 工業品及品               | 硫黄分試験方法)                                                                                                                               | 分の変化を生じな                                                                                           |
| 者                   | 揮定める試験方法、日本産                                                                                                                           | いような措置を講                                                                                           |
| び                   | 揮定める試験方法、日本産                                                                                                                           | ておくこと。                                                                                             |
| 特定加工作業者の委託格K二五四七号(原 | 油及び石油製品―硫黄分                                                                                                                            | と。                                                                                                 |

|                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 係る試験方法)                                                                                                                                                                                                                                 | で定める試験方法)                                                                                                                                                     | 分析                                                                                                                                                                      |
| 三 メチルターシャリー<br>ブチルエーテルの混入率<br>について、日本産業規格<br>K二五三六―二号(石油<br>製品―成分試験方法)で<br>定める試験方法、日本産<br>業規格K二五三六―四号<br>(石油製品―成分試験方<br>法)で定める試験方法、<br>日本産業規格K二五三六<br>―五号(石油製品―成分<br>試験方法)で定める試験<br>方法又は日本産業規格K<br>二五三六―六号(石油製<br>品―成分試験方法)で定<br>める試験方法 | 四 酸素分について、日<br>本産業規格K二五三六―<br>二号(石油製品―成分試<br>験方法)で定める試験方<br>法、日本産業規格K二五<br>三六―四号(石油製品<br>成分試験方法)で定める<br>試験方法又は日本産業規<br>格K二五三六―六号(石<br>油製品―成分試験方法)<br>で定める試験方法 | 五 ベンゼンの混入率に<br>ついて、日本産業規格K<br>二五三六―二号(石油製<br>品―成分試験方法)で定<br>める試験方法、日本産業<br>規格K二五三六―三号<br>(石油製品―成分試験方<br>法)で定める試験方法又<br>は日本産業規格K二五三<br>六―四号(石油製品―成<br>分試験方法)で定める試<br>験方法 |
| 六 灯油の混入率につい<br>て、日本産業規格K二五<br>三六―二号(石油製品―<br>成分試験方法)で定める<br>試験方法又は日本産業規<br>格K二五三六―四号(石                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                         |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 油製品―成分試験方法）<br>で定める試験方法<br>七メタノールの混入率<br>について、日本産業規格<br>K二五三六―二号（石油<br>製品―成分試験方法）で<br>定める試験方法、日本産<br>業規格K二五三六―四号<br>（石油製品―成分試験方<br>法）で定める試験方法、<br>日本産業規格K二五三六<br>―五号（石油製品―成分<br>試験方法）で定める試験<br>方法又は日本産業規格K<br>二五三六―六号（石油製<br>品―成分試験方法）で定<br>める試験方法<br>八エタノールの混入率<br>について、日本産業規格<br>K二五三六―二号（石油<br>製品―成分試験方法）で<br>定める試験方法、日本産<br>業規格K二五三六―四号<br>（石油製品―成分試験方<br>法）で定める試験方法又<br>は日本産業規格K二五三<br>六―六号（石油製品―成<br>分試験方法）で定める試<br>験方法<br>九日本産業規格K二二<br>六一号（石油製品―自動<br>車ガソリン及び航空燃料<br>油―実在ガム試験方法―<br>噴射蒸発法）で定める試<br>験方法又は日本産業規格<br>K〇一二四号（高速液体<br>クロマトグラフ―フィー<br>通則）その他経済産業大臣<br>が別に定める測定方法に<br>より揮発油中の酸化生成<br>物の測定を行うことがで<br>きるもの | 軽油―日本産業規格K二五<br>一―一号（原油及び石<br>油製品―硫黄分試験方<br>法）で定める試験方法、 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 輸入日本産業規格K二五四一より、採取すること。<br>業者、―二号（原油及び石油製品―硫黄分試験方法）で二分析を委託さ<br>加工業者の試験方法、日本産れた試料は、採取<br>業者規格K二五四一―六号した後、速やか<br>及び（原油及び石油製品―硫に、分析すること<br>軽油（成分試験方法）で定めるとし、分析を行う<br>特定試験方法又は日本産業規までの間はその成<br>加工格K二五四一―七号（原油の変化を生じな<br>業者油及び石油製品―硫黄分いような措置を講<br>の委託試験方法）で定める試験<br>託に方法<br>係る二、セタン指数について備の使用方に従<br>分析八〇―五号（石油製品―と。<br>オクタン価、セタン価及<br>びセタン指数の求め方）<br>で定める方法又は日本産<br>業規格K二二八〇―四号<br>（石油製品―オクタン価、<br>セタン価及びセタン指数<br>の求め方）で定める方法<br>三九十パーセント留出<br>温度について、日本産業<br>規格K二二五四号（石油<br>製品―蒸留試験方法）の<br>常圧法蒸留試験方法で定<br>める試験方法<br>四軽油中の脂肪酸メチ<br>ルエステル又はトリグリ<br>セリドの濃度の測定方法<br>として、経済産業大臣が<br>定める方法<br>五軽油中のメタノール<br>の濃度の測定方法とし<br>て、経済産業大臣が定め<br>る方法<br>六酸価について、日本<br>産業規格K二五〇―一号<br>（石油製品及び潤滑油―<br>中和価試験方法）の電位<br>差滴定法（酸価）で定め<br>る試験方法<br>七軽油中のぎ酸、酢酸<br>又はプロピオン酸の濃度<br>の測定方法として、経済<br>産業大臣が定める方法 | 輸<br>入<br>日<br>本<br>産<br>業<br>規<br>格<br>K<br>二<br>五<br>四<br>一<br>よ<br>り<br>、<br>採<br>取<br>す<br>る<br>こ<br>と<br>。<br>業<br>者<br>、<br>―<br>二<br>号<br>（<br>原<br>油<br>及<br>び<br>石<br>油<br>製<br>品<br>―<br>硫<br>黄<br>分<br>試<br>験<br>方<br>法<br>）<br>で<br>二<br>分<br>析<br>を<br>委<br>託<br>さ<br>加<br>工<br>業<br>者<br>の<br>試<br>験<br>方<br>法<br>、<br>日<br>本<br>産<br>れ<br>た<br>試<br>料<br>は<br>、<br>採<br>取<br>業<br>者<br>規<br>格<br>K<br>二<br>五<br>四<br>一<br>―<br>六<br>号<br>し<br>た<br>後<br>、<br>速<br>や<br>か<br>及<br>び<br>（<br>原<br>油<br>及<br>び<br>石<br>油<br>製<br>品<br>―<br>硫<br>に<br>、<br>分<br>析<br>す<br>る<br>こ<br>と<br>軽<br>油<br>（<br>成<br>分<br>試<br>験<br>方<br>法<br>）<br>で<br>定<br>め<br>る<br>と<br>し<br>、<br>分<br>析<br>を<br>行<br>う<br>特<br>定<br>試<br>験<br>方<br>法<br>又<br>は<br>日<br>本<br>産<br>業<br>規<br>ま<br>で<br>の<br>間<br>は<br>そ<br>の<br>成<br>加<br>工<br>格<br>K<br>二<br>五<br>四<br>一<br>―<br>七<br>号<br>（<br>原<br>油<br>の<br>変<br>化<br>を<br>生<br>じ<br>な<br>業<br>者<br>油<br>及<br>び<br>石<br>油<br>製<br>品<br>―<br>硫<br>黄<br>分<br>い<br>よ<br>う<br>な<br>措<br>置<br>を<br>講<br>の<br>委<br>託<br>試<br>験<br>方<br>法<br>）<br>で<br>定<br>め<br>る<br>試<br>験<br>に<br>方<br>法<br>託<br>に<br>方<br>法<br>係<br>る<br>二<br>、<br>セ<br>タ<br>ン<br>指<br>数<br>に<br>関<br>し<br>て<br>の<br>備<br>考<br>の<br>使<br>用<br>方<br>法<br>に<br>従<br>っ<br>て<br>、<br>日<br>本<br>産<br>業<br>規<br>格<br>K<br>二<br>二<br>八<br>〇<br>―<br>四<br>号<br>（<br>石<br>油<br>製<br>品<br>―<br>オ<br>ク<br>タ<br>ン<br>価<br>、<br>セ<br>タ<br>ン<br>価<br>及<br>び<br>セ<br>タ<br>ン<br>指<br>数<br>の<br>求<br>め<br>方<br>）<br>で<br>定<br>め<br>る<br>方<br>法<br>三<br>九<br>十<br>パ<br>ー<br>セ<br>ン<br>ト<br>留<br>出<br>温<br>度<br>に<br>関<br>し<br>て<br>、<br>日<br>本<br>産<br>業<br>規<br>格<br>K<br>二<br>二<br>五<br>四<br>号<br>（<br>石<br>油<br>製<br>品<br>―<br>蒸<br>留<br>試<br>験<br>方<br>法<br>）<br>の<br>常<br>圧<br>法<br>蒸<br>留<br>試<br>験<br>方<br>法<br>で<br>定<br>め<br>る<br>試<br>験<br>方<br>法<br>四<br>軽<br>油<br>中<br>の<br>脂<br>肪<br>酸<br>メ<br>チ<br>ル<br>エ<br>ス<br>テ<br>ル<br>又<br>は<br>ト<br>リ<br>グ<br>リ<br>セ<br>リ<br>ド<br>の<br>濃<br>度<br>の<br>測<br>定<br>方<br>法<br>と<br>し<br>て<br>、<br>経<br>済<br>産<br>業<br>大<br>臣<br>が<br>定<br>め<br>る<br>方<br>法<br>五<br>軽<br>油<br>中<br>の<br>メ<br>タ<br>ノ<br>ー<br>ル<br>の<br>濃<br>度<br>の<br>測<br>定<br>方<br>法<br>と<br>し<br>て<br>、<br>経<br>済<br>産<br>業<br>大<br>臣<br>が<br>定<br>め<br>る<br>方<br>法<br>六<br>酸<br>価<br>に<br>関<br>し<br>て<br>、<br>日<br>本<br>産<br>業<br>規<br>格<br>K<br>二<br>五<br>〇<br>―<br>一<br>号<br>（<br>石<br>油<br>製<br>品<br>及<br>び<br>潤<br>滑<br>油<br>―<br>中<br>和<br>価<br>試<br>験<br>方<br>法<br>）<br>の<br>電<br>位<br>差<br>滴<br>定<br>法<br>（<br>酸<br>価<br>）<br>で<br>定<br>め<br>る<br>試<br>験<br>方<br>法<br>七<br>軽<br>油<br>中<br>の<br>ぎ<br>酸<br>、<br>酢<br>酸<br>又<br>は<br>プ<br>ロ<br>ピ<br>オ<br>ン<br>酸<br>の<br>濃<br>度<br>の<br>測<br>定<br>方<br>法<br>と<br>し<br>て<br>、<br>経<br>済<br>産<br>業<br>大<br>臣<br>が<br>定<br>め<br>る<br>方<br>法 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 八軽油中の酸化安定度<br>の測定方法として、経済<br>産業大臣が定める方法 | 灯油―日本産業規格K二五<br>一―一号（原油及び石条第一項第一号に<br>業者、油製品―硫黄分試験方定めるところによ<br>灯油法）で定める試験方法、り、採取すること<br>輸入日本産業規格K二五四一と。<br>業者―二号（原油及び石油製二分析を委託さ<br>及び品―硫黄分試験方法）でれた試料は、採取<br>灯油定める試験方法、日本産した後、速やか<br>加工業規格K二五四一―六号に、分析すること<br>業者（原油及び石油製品―硫とし、分析を行う<br>の委託試験方法）で定め<br>託に試験方法<br>係る二日本産業規格K二二<br>分析五二号（石油製品―反応<br>試験方法）で定める試験<br>方法 | 重油―日本産業規格K二五<br>一―三三三号（原油及び石一条第一項第一号<br>業者、油製品―硫黄分試験方に定めるところに<br>重油法）で定める試験方法、より、採取すること<br>輸入日本産業規格K二五四一と。<br>業者―四号（原油及び石油製二分析を委託さ<br>及び品―硫黄分試験方法）でれた試料は、採取<br>重油定める試験方法又は日本した後、速やか<br>加工業規格K二五四一―五に、分析すること<br>業者号（原油及び石油製品―とし、分析を行う<br>の委託試験方法）で定め<br>託に試験方法<br>係る二日本産業規格K二二<br>分析五二号（石油製品―反<br>試験方法）で定める試験<br>方法 |
|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

様式第1（第3条関係）

様式第1（第3条関係）（注）本表は、（1）～（5）の欄に、それぞれ、（1）～（5）の事項を記入する。

|     |     |
|-----|-----|
| （1） | （2） |
| （3） | （4） |
| （5） | （6） |

（注）1 この表は、（1）～（5）の欄に、それぞれ、（1）～（5）の事項を記入する。

（注）2 この表は、（1）～（5）の欄に、それぞれ、（1）～（5）の事項を記入する。

（注）3 この表は、（1）～（5）の欄に、それぞれ、（1）～（5）の事項を記入する。

（注）4 この表は、（1）～（5）の欄に、それぞれ、（1）～（5）の事項を記入する。

（注）5 この表は、（1）～（5）の欄に、それぞれ、（1）～（5）の事項を記入する。

(備考) 1 この耳紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。  
2 埋め地の分析を行う者にあつては、分析設備の種類又は登録分析機関の名称の欄に分析設備の製造番号及び型式を記載すること。

(備考) 1 この材料の大きさは、日本建築規格A4とすること。  
2 ×印の項は、記載しないこと。

(備考) 1 この月賦の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は、記載しないこと。

(備考) 1 この頁紙の大きさは、日本標準規格 A 4 とすること。  
2 ×号の項は、記載しないこと。  
3 証明者は、関係施設関係者の地位を承認する者として選定された者以外の組織人会員とすること。

图例 5 (摘自《图例》) (图 5 为图 4 的 1:100000 比例尺地形图, 图 6 为图 4 的 1:50000 比例尺地形图, 图 7 为图 4 的 1:25000 比例尺地形图, 图 8 为图 4 的 1:12500 比例尺地形图, 图 9 为图 4 的 1:6250 比例尺地形图, 图 10 为图 4 的 1:3125 比例尺地形图, 图 11 为图 4 的 1:1562 比例尺地形图, 图 12 为图 4 的 1:781 比例尺地形图, 图 13 为图 4 的 1:390 比例尺地形图, 图 14 为图 4 的 1:195 比例尺地形图, 图 15 为图 4 的 1:97 比例尺地形图, 图 16 为图 4 的 1:48 比例尺地形图, 图 17 为图 4 的 1:24 比例尺地形图, 图 18 为图 4 的 1:12 比例尺地形图, 图 19 为图 4 的 1:6 比例尺地形图, 图 20 为图 4 的 1:3 比例尺地形图, 图 21 为图 4 的 1:1.5 比例尺地形图, 图 22 为图 4 的 1:0.75 比例尺地形图, 图 23 为图 4 的 1:0.375 比例尺地形图, 图 24 为图 4 的 1:0.1875 比例尺地形图, 图 25 为图 4 的 1:0.09375 比例尺地形图, 图 26 为图 4 的 1:0.046875 比例尺地形图, 图 27 为图 4 的 1:0.0234375 比例尺地形图, 图 28 为图 4 的 1:0.01171875 比例尺地形图, 图 29 为图 4 的 1:0.005859375 比例尺地形图, 图 30 为图 4 的 1:0.0029296875 比例尺地形图, 图 31 为图 4 的 1:0.00146484375 比例尺地形图, 图 32 为图 4 的 1:0.000732421875 比例尺地形图, 图 33 为图 4 的 1:0.0003662109375 比例尺地形图, 图 34 为图 4 的 1:0.00018310546875 比例尺地形图, 图 35 为图 4 的 1:0.000091552734375 比例尺地形图, 图 36 为图 4 的 1:0.0000457763671875 比例尺地形图, 图 37 为图 4 的 1:0.00002288818359375 比例尺地形图, 图 38 为图 4 的 1:0.000011444091796875 比例尺地形图, 图 39 为图 4 的 1:0.0000057220458984375 比例尺地形图, 图 40 为图 4 的 1:0.00000286102294921875 比例尺地形图, 图 41 为图 4 的 1:0.000001430511474609375 比例尺地形图, 图 42 为图 4 的 1:0.0000007152557373046875 比例尺地形图, 图 43 为图 4 的 1:0.00000035762786865234375 比例尺地形图, 图 44 为图 4 的 1:0.000000178813934326171875 比例尺地形图, 图 45 为图 4 的 1:0.0000000894069671630859375 比例尺地形图, 图 46 为图 4 的 1:0.00000004470348358154296875 比例尺地形图, 图 47 为图 4 的 1:0.000000022351741790771484375 比例尺地形图, 图 48 为图 4 的 1:0.0000000111758708953857421875 比例尺地形图, 图 49 为图 4 的 1:0.00000000558793544769287109375 比例尺地形图, 图 50 为图 4 的 1:0.000000002793967723846435546875 比例尺地形图, 图 51 为图 4 的 1:0.0000000013969838619232177734375 比例尺地形图, 图 52 为图 4 的 1:0.00000000069849193096160888671875 比例尺地形图, 图 53 为图 4 的 1:0.000000000349245965480804443359375 比例尺地形图, 图 54 为图 4 的 1:0.0000000001746229827404022216796875 比例尺地形图, 图 55 为图 4 的 1:0.00000000008731149137020111083984375 比例尺地形图, 图 56 为图 4 的 1:0.000000000043655745685100555419921875 比例尺地形图, 图 57 为图 4 的 1:0.0000000000218278728425502777099609375 比例尺地形图, 图 58 为图 4 的 1:0.00000000001091393642127513885498046875 比例尺地形图, 图 59 为图 4 的 1:0.000000000005456968210637569427490234375 比例尺地形图, 图 60 为图 4 的 1:0.0000000000027284841053187847137451171875 比例尺地形图, 图 61 为图 4 的 1:0.00000000000136424205265939235687255859375 比例尺地形图, 图 62 为图 4 的 1:0.000000000000682121026329696178436279296875 比例尺地形图, 图 63 为图 4 的 1:0.0000000000003410605131648480892181396484375 比例尺地形图, 图 64 为图 4 的 1:0.00000000000017053025658242404460906982421875 比例尺地形图, 图 65 为图 4 的 1:0.000000000000085265128291212022304534912109375 比例尺地形图, 图 66 为图 4 的 1:0.000000000000042632564145606011152267456046875 比例尺地形图, 图 67 为图 4 的 1:0.0000000000000213162820728030055761337280234375 比例尺地形图, 图 68 为图 4 的 1:0.00000000000001065814103640150278806686401171875 比例尺地形图, 图 69 为图 4 的 1:0.000000000000005329070518200751394033432005859375 比例尺地形图, 图 70 为图 4 的 1:0.0000000000000026645352591003756970167160029296875 比例尺地形图, 图 71 为图 4 的 1:0.00000000000000133226762955018784850835800146484375 比例尺地形图, 图 72 为图 4 的 1:0.000000000000000666133814775093924254179000732421875 比例尺地形图, 图 73 为图 4 的 1:0.0000000000000003330669073875469621270895003662109375 比例尺地形图, 图 74 为图 4 的 1:0.00000000000000016653345369377348106354475018310546875 比例尺地形图, 图 75 为图 4 的 1:0.0000000000000000832667268468867405317723750091552734375 比例尺地形图, 图 76 为图 4 的 1:0.00000000000000004163336342344337026588618750457763671875 比例尺地形图, 图 77 为图 4 的 1:0.000000000000000020816681711721685132943093752288818359375 比例尺地形图, 图 78 为图 4 的 1:0.0000000000000000104083408558608425664715468761444091796875 比例尺地形图, 图 79 为图 4 的 1:0.0000000000000000052041704279304212832357734378072204534912109375 比例尺地形图, 图 80 为图 4 的 1:0.0000000000000000026020852139652106416178867189036102267456046875 比例尺地形图, 图 81 为图 4 的 1:0.00000000000000000130104260698260532080894335945180511152260234375 比例尺地形图, 图 82 为图 4 的 1:0.000000000000000000650521303491302660404471679725902555761301171875 比例尺地形图, 图 83 为图 4 的 1:0.0000000000000000003252606517456513302022358398629512778806686401171875 比例尺地形图, 图 84 为图 4 的 1:0.000000000000000000162630325872825665101117919931475638940334378072204534912109375 比例尺地形图, 图 85 为图 4 的 1:0.000000000000000000081315162936412832550558959965737819470167160029296875 比例尺地形图, 图 86 为图 4 的 1:0.0000

(備考) 1 この材料の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は、記載しないこと。  
3 証書者は、2人以上とすること。

麻生賢五のうゝ（麻生多穂氏） <http://www.geocities.jp/mae5555/mae5555.htm>、<http://www.geocities.jp/mae5555/mae5555.htm>、<http://www.geocities.jp/mae5555/mae5555.htm>、<http://www.geocities.jp/mae5555/mae5555.htm>

〈備考〉 1 この用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。  
2 8頁の項目は、記載しないこと。

模式第6 (第2条関係) (甲ノ温度中心、一部修正、乙ノ温度中心、同修正式ヲ繰上、一部修正、丙ノ温度中心、同修正式ヲ繰上、一部修正)

〈備考〉 1 この用紙の大きさは、日本標準規格 A 4 とすること。  
2 × 印の項は、記載しないこと。

麻坡蘭丹 (麻坡金蘭港) <http://www.malaysia.gov.my> <http://www.malaysia.gov.my> <http://www.malaysia.gov.my> <http://www.malaysia.gov.my> <http://www.malaysia.gov.my>

〈備考〉 1 この月紙の大きさは、日本建築規格 A 4 とすること。  
2 X 印の選は、邪魔しないこと。

様式第8の2（第9条の2関係）

様式第8の3（第9条の2関係）

様式第8の4（第9条の4関係）

[illegible]



様式第8の8  
(第9条の4関係)

様式第1の1(裏9の4欄) (平仮名漢字・英字、半角全角・全角半角、一文字)

印鑑

|         |       |
|---------|-------|
| ① 監理番号  |       |
| ② 受理年月日 | 年 月 日 |

労働協定特定労働事業事業承認証書

年 月 日

協 定

労基審長 名及び代表者の姓名  
承認 者 名及び代表者の姓名

次のとおり協定によって労働協定特定労働事業の事業の承認がなされましたことを証明します。

① 労基審の承認年月日及び登録番号  
② 承認の年月日

(備考) ① この証明の記載は、日本労働関係法44条によること。  
② ×印の実は、誤りなきこと。

(備考) 1 この羽根の大きさは、日本産葉巻蜂A4とすること。  
2 ×印の項は、記載しないこと。

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。  
2 8 頁の厚は、記載しないこと。

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。  
2 ×印の項は、記載しないこと。

様式第8の14（第9条の10関係）

様式第8の15（第9条の10関係）

様式第8の16（第9条の10関係）

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 電池の分析を自ら行う者にあつては、分析設備の種類又は名称、分析機器の名称の欄に分析設備の製造者名、型式、数量、設置場所を記載すること。

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 電池の分析を自ら行う者にあつては、分析設備の種類又は名称、分析機器の名称の欄に分析設備の製造者名、型式、数量、設置場所を記載すること。

(備考) 1 この円錐の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。  
2 × 印の項は、記載しないこと。

(備考) 1 この円錐の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。  
2 × 印の項は、記載しないこと。

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A 4とすること。  
2 ×印の項は、記載しないこと。

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A 4とすること。  
2 ×印の項は、記載しないこと。

(備考) 1 この相模の大きさは、日本建築標準 A 4 とすること。  
2 ×印の項は、記載しないこと。  
3 証明者は、軽油特定加工業者の地位を承継する者として認定されたものの以外の相続人全員とすること。

(備考) 1 この相模の大きさは、日本建築標準 A 4 とすること。  
2 ×印の項は、記載しないこと。  
3 証明者は、軽油特定加工業者の地位を承継する者として認定されたものの以外の相続人全員とすること。

[illegible]



様式第 8 の 2 4（第 10 条の 6 関係）（甲）（申請書提出後、撤回、取り返しの無い場合）（甲）（申請書提出後、撤回、取り返しの無い場合）（甲）（申請書提出後、撤回、取り返しの無い場合）

|             |       |
|-------------|-------|
| × 監 査 審 査 号 |       |
| × 受理年月日     | 年 月 日 |

期 年 月 日

氏名又は名称及び個人にあってはその代表者の氏名

姓 名

住所

業務内容等の記載の欄等に関する記載事項の記載の4第3項の規定により、次のとおり記載いたします。

1 業務年月日及び登録番号

2 業務内容等の記載の欄等に関する記載事項の記載の4第3項の規定により、次のとおり記載いたします。

3 業務内容等の記載の欄等に関する記載事項の記載の4第3項の規定により、次のとおり記載いたします。

4 業務内容等の記載の欄等に関する記載事項の記載の4第3項の規定により、次のとおり記載いたします。

（備考） 1 この関係の大きさは、日本標準規格 A 4 とすること。

2 この関係は、記載しないこと。

3 この関係は、記載しないこと。

4 この関係は、記載しないこと。

様式第 8 の 2 5（第 10 条の 6 関係）（甲）（申請書提出後、撤回、取り返しの無い場合）（甲）（申請書提出後、撤回、取り返しの無い場合）（甲）（申請書提出後、撤回、取り返しの無い場合）

|             |       |
|-------------|-------|
| × 監 査 審 査 号 |       |
| × 受理年月日     | 年 月 日 |

期 年 月 日

氏名又は名称及び個人にあってはその代表者の氏名

姓 名

住所

業務内容等の記載の欄等に関する記載事項の記載の4第3項の規定により、次のとおり記載いたします。

1 業務年月日及び登録番号

2 業務内容等の記載の欄等に関する記載事項の記載の4第3項の規定により、次のとおり記載いたします。

3 業務内容等の記載の欄等に関する記載事項の記載の4第3項の規定により、次のとおり記載いたします。

4 業務内容等の記載の欄等に関する記載事項の記載の4第3項の規定により、次のとおり記載いたします。

（備考） 1 この関係の大きさは、日本標準規格 A 4 とすること。

2 この関係は、記載しないこと。

3 この関係は、記載しないこと。

4 この関係は、記載しないこと。

様式第 9（第 12 条関係）（甲）（申請書提出後、撤回、取り返しの無い場合）（甲）（申請書提出後、撤回、取り返しの無い場合）（甲）（申請書提出後、撤回、取り返しの無い場合）

|             |       |
|-------------|-------|
| × 監 査 審 査 号 |       |
| × 受理年月日     | 年 月 日 |

期 年 月 日

氏名又は名称及び個人にあってはその代表者の氏名

姓 名

住所

業務内容等の記載の欄等に関する記載事項の記載の4第3項の規定により、次のとおり記載いたします。

1 業務年月日及び登録番号

2 業務内容等の記載の欄等に関する記載事項の記載の4第3項の規定により、次のとおり記載いたします。

3 業務内容等の記載の欄等に関する記載事項の記載の4第3項の規定により、次のとおり記載いたします。

4 業務内容等の記載の欄等に関する記載事項の記載の4第3項の規定により、次のとおり記載いたします。

（備考） 1 この関係の大きさは、日本標準規格 A 4 とすること。

2 この関係は、記載しないこと。

様式第 1 0（第 14 条の 2 関係）（甲）（申請書提出後、撤回、取り返しの無い場合）（甲）（申請書提出後、撤回、取り返しの無い場合）（甲）（申請書提出後、撤回、取り返しの無い場合）

|             |       |
|-------------|-------|
| × 監 査 審 査 号 |       |
| × 受理年月日     | 年 月 日 |

期 年 月 日

氏名又は名称及び個人にあってはその代表者の氏名

姓 名

住所

業務内容等の記載の欄等に関する記載事項の記載の4第3項の規定により、次のとおり記載いたします。

1 業務年月日及び登録番号

2 業務内容等の記載の欄等に関する記載事項の記載の4第3項の規定により、次のとおり記載いたします。

3 業務内容等の記載の欄等に関する記載事項の記載の4第3項の規定により、次のとおり記載いたします。

4 業務内容等の記載の欄等に関する記載事項の記載の4第3項の規定により、次のとおり記載いたします。

（備考） 1 この関係の大きさは、日本標準規格 A 4 とすること。

2 この関係は、記載しないこと。

3 この関係は、記載しないこと。

4 この関係は、記載しないこと。

様式第 1 1（第 1 4 条の 6 関係）

様式第 1 1（第 14 条の 6 関係）（関係会社 A 及び B 間の関係会社 C に関する事項）（関係会社 A 及び B 間の関係会社 C に関する事項）

|   |        |   |   |   |
|---|--------|---|---|---|
| 1 | 監査番号   | 年 | 月 | 日 |
| 2 | 発行者年月日 | 年 | 月 | 日 |

監査（監査）関係会社 A 及び B 間の関係会社 C に関する事項

年 月 日

監査

監査又は監査人が監査人にあつてはその代表者の氏名

監査

関係会社等の監査の業務等に関する法律施行規則第 14 条の 6 第 1 項の規定により、次のとおり行われます。

1 監査年月日及び監査番号

2 監査年月日及び監査番号

3 監査の目的

監 査 の 内 容

監 査 の 内 容

4 監査の年月日

5 監査の理由

（備考）1 不同の事項は併して行われます。

2 この関係会社 A 及び B 間の関係会社 C に関する事項は、日本関係会社 A 及び B に関する事項と見なされます。

3 上記の事項は、監査しないこと。

様式第 1 2（第 1 4 条の 7 関係）

様式第 1 2（第 14 条の 7 関係）（関係会社 A 及び B 間の関係会社 C に関する事項）（関係会社 A 及び B 間の関係会社 C に関する事項）

|   |        |   |   |   |
|---|--------|---|---|---|
| 1 | 監査番号   | 年 | 月 | 日 |
| 2 | 発行者年月日 | 年 | 月 | 日 |

監査（監査）関係会社 A 及び B 間の関係会社 C に関する事項

年 月 日

監査

監査又は監査人が監査人にあつてはその代表者の氏名

監査

関係会社等の監査の業務等に関する法律施行規則第 14 条の 7 第 1 項の規定により、次のとおり行われます。

1 監査年月日及び監査番号

2 監査年月日及び監査番号

3 監査の目的

4 監査の目的

5 監査の目的

6 監査の目的

7 監査の目的

8 監査の目的

9 監査の目的

10 監査の目的

（備考）1 不同の事項は併して行われます。

2 この関係会社 A 及び B 間の関係会社 C に関する事項は、日本関係会社 A 及び B に関する事項と見なされます。

3 上記の事項は、監査しないこと。

4 上記の事項は、監査しないこと。

様式第 1 3（第 1 5 条の 2 関係）

様式第 1 3（第 15 条の 2 関係）（関係会社 A 及び B 間の関係会社 C に関する事項）（関係会社 A 及び B 間の関係会社 C に関する事項）

|   |        |   |   |   |
|---|--------|---|---|---|
| 1 | 監査番号   | 年 | 月 | 日 |
| 2 | 発行者年月日 | 年 | 月 | 日 |

監査（監査）関係会社 A 及び B 間の関係会社 C に関する事項

年 月 日

監査

監査又は監査人が監査人にあつてはその代表者の氏名

監査

関係会社等の監査の業務等に関する法律施行規則第 15 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり行われます。

1 監査年月日及び監査番号

2 監査（監査）関係会社 A 及び B 間の関係会社 C に関する事項

3 監査（監査）関係会社 A 及び B 間の関係会社 C に関する事項

4 監査（監査）関係会社 A 及び B 間の関係会社 C に関する事項

（備考）1 不同の事項は併して行われます。

2 この関係会社 A 及び B 間の関係会社 C に関する事項は、日本関係会社 A 及び B に関する事項と見なされます。

3 上記の事項は、監査しないこと。

様式第 1 4（第 1 6 条関係）

様式第 1 4（第 16 条関係）（関係会社 A 及び B 間の関係会社 C に関する事項）（関係会社 A 及び B 間の関係会社 C に関する事項）

|   |        |   |   |   |
|---|--------|---|---|---|
| 1 | 監査番号   | 年 | 月 | 日 |
| 2 | 発行者年月日 | 年 | 月 | 日 |

監査（監査）関係会社 A 及び B 間の関係会社 C に関する事項

年 月 日

監査

監査又は監査人が監査人にあつてはその代表者の氏名

監査

関係会社等の監査の業務等に関する法律施行規則第 16 条の 1 第 1 項の規定により、次のとおり行われます。

1 監査年月日及び監査番号

2 監査（監査）関係会社 A 及び B 間の関係会社 C に関する事項

3 監査（監査）関係会社 A 及び B 間の関係会社 C に関する事項

4 監査（監査）関係会社 A 及び B 間の関係会社 C に関する事項

（備考）1 不同の事項は併して行われます。

2 この関係会社 A 及び B 間の関係会社 C に関する事項は、日本関係会社 A 及び B に関する事項と見なされます。

3 上記の事項は、監査しないこと。



|         |       |
|---------|-------|
| × 監理番号  |       |
| × 受理年月日 | 年 月 日 |

(備考) 1 この用語の大きさは、日本建築規格A4とすること。  
2 ×印の項は、記載しないこと。  
3 4の欄には、第17条の3第3項に規定する3月以内に1回の頻度で行う第16の提出時刻についても記載すること。

|   |      |  |
|---|------|--|
| × | 製造番号 |  |
|   | 製造年月 |  |

(備考) 1 この相模の犬吉は、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項目は、記載しないこと。  
3 揮発油の分析を怠る行う場にあつては、その欄に分析設備の製造者名、型式、数量、設置場所を記載すること。

|   |      |  |
|---|------|--|
| × | 圖書番号 |  |
|---|------|--|

1 この用語の大きさは、日本産業規格ありとすること。  
2 ×印の項は、記載しないこと。

|        |  |
|--------|--|
| × 圖形符号 |  |
| × 圖形符号 |  |

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A-4とすること。  
2 ×印の項は、記載しないこと。

様式第15（第18条関係）

様式第14の6（第17条の7関係）（平仮名読み出し・読み、右記読み出し）・中2読み出し・一  
（注）

[illegible][illegible][illegible]

(備考) 1 この月経の大きさは、日本産婆試験 A 4 とすること。  
2 ×印の項目は、記載しないこと。  
3 産後身体中の品質の確保等に関する法律施行規則第18条に  
掲げる用途の項目をする事項、記載又は加工する感病  
する方式の項目は、記載しないこと。  
4 成田第16条第1項第2号に掲げる用途の項目をする者  
品質管理責任者又は登録分析機関の名称、法律第18条の  
2の第2項の項目は、記載しないこと。

模式第16(前16个關係) (平子通達中記、通則、平子通達中記、金元通達中計、金元通達中時、一部參照)

④ 労働者番号  
 ⑤ 労働年月日  
 ⑥ 年 月 日

保 険 納 入 異 更 届 出 票

年 月 日

局

局 長 印 及 局 長 代 理 人 印 及 本  
 署 長 印 及 署 長 代 理 人 印

役 所

労働者の住所の届出等に関する法律第15条の4第6項の規定により、次のとおり取り扱います。

1 変更の届出

| 変 更 の 内 容 | 変 更 後 の 内 容 |
|-----------|-------------|
|           |             |

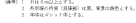
2 変更の年月日  
 3 変更の届出

〈備考〉1 この月経の大きさは、日本産科婦人学 A 4 とすること。  
2 ×印の項は、記載しないこと。





(備考) 1 この相対の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。  
2 × 印の項は、記載しないこと。  
3 2 及び 3 の記載は、試験研究用船舶を供給する業者が燃料油を自動車の燃料として用いて試験研究を行う者からた資料を確認し、その資料の都府をもつて記載に代えるものとする。



(備考) 1 この用語の定義は、日本国憲法第44条とすること。  
2 ×号の項は、記載しないこと。  
3 4の欄には、第55条の3第3項に規定する3月以内に1国の領土で行う領土の提出時刻についても記載すること。

様式第20（第26条関係）

|                   |  |
|-------------------|--|
| — 300 300 300 300 |  |
|-------------------|--|

1 この用語の大きさは、日本産業規格とすること。  
2 ×印の項は、記載しないこと。

|                   |  |
|-------------------|--|
| — 200 000 000, 00 |  |
|-------------------|--|

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。  
2 ×印の項は、記載しないこと。

(備考) 1 この用語の大きさは、日本産葉巻規格4とすること。  
2 ×印の項は、記載しないこと。  
3 4の欄には、第35条の3第3項に規定する3月以内に1回の頻度で行う品質の検出試験についても記載すること。

|   |   |   |   |   |  |
|---|---|---|---|---|--|
| × | 数 | 理 | 密 | 号 |  |
|---|---|---|---|---|--|

[illegible]

|   |        |   |   |
|---|--------|---|---|
|   | ※ 郵便番号 |   |   |
| 〒 | 〒      | 〒 | 〒 |
| 〒 | 〒      | 〒 | 〒 |

郵便輸入変更届書

年 月 日

所

長年支店を勤務し您とあつたはる内務省大臣官

出 所

郵便局等の設置の認可等に関する法律第14条第2項において規定する  
 郵便局の長の職務の規定により、次のとおり届けます。

1 変更の事項

| 従 前 の 内 容 | 変 更 後 の 内 容 |
|-----------|-------------|
|           |             |

2 変更の年月日

3 変更の理由

$D = 100 \text{ mm}$  时  
 $L = 200 \text{ mm}$  时  
 $a = \frac{1}{4} \sqrt{\frac{D}{2}}$   
 $b = \frac{1}{4} \sqrt{\frac{D}{2}}$   
 $c = \frac{1}{4} \sqrt{\frac{D}{2}}$   
 $d = \frac{1}{4} \sqrt{\frac{D}{2}}$   
 $e = \frac{1}{4} \sqrt{\frac{D}{2}}$   
 $f = \frac{1}{4} \sqrt{\frac{D}{2}}$   
 $g = \frac{1}{4} \sqrt{\frac{D}{2}}$   
 $h = \frac{1}{4} \sqrt{\frac{D}{2}}$   
 $i = \frac{1}{4} \sqrt{\frac{D}{2}}$   
 $j = \frac{1}{4} \sqrt{\frac{D}{2}}$   
 $k = \frac{1}{4} \sqrt{\frac{D}{2}}$   
 $l = \frac{1}{4} \sqrt{\frac{D}{2}}$   
 $m = \frac{1}{4} \sqrt{\frac{D}{2}}$   
 $n = \frac{1}{4} \sqrt{\frac{D}{2}}$   
 $o = \frac{1}{4} \sqrt{\frac{D}{2}}$   
 $p = \frac{1}{4} \sqrt{\frac{D}{2}}$   
 $D = 25$

|  |                                                                    |       |       |
|--|--------------------------------------------------------------------|-------|-------|
|  | <input type="checkbox"/> 数量調査票<br><input type="checkbox"/> 発注履歴シート | 年 月 日 | 年 月 日 |
|--|--------------------------------------------------------------------|-------|-------|

打 出 入 品 出 品 票

期

販売店に直接送付する品に記入  
 下付品の場合は販売店に記入

期

御店名等と御店の所在地を併せて全店頭に送付する品に記入して御店まで送付する品は、  
 他店頭に送付する品と別紙を作成して、西武に送付する必要があります。

|                                                      |                         |     |     |     |     |           |
|------------------------------------------------------|-------------------------|-----|-----|-----|-----|-----------|
| ①計帳科目の記載事項<br>品名と数量を記載する<br>品名は品名簿を参照                | 期                       | 品 別 | 業 別 | 入 次 | 年 次 | 年 次 別 出 数 |
| ②計帳科目の記載事項<br>①の品名と数量を基に<br>③の品名と数量を基に<br>④の品名と数量を基に |                         |     |     |     |     |           |
| 販売店に直接送付する品別                                         |                         |     |     |     |     |           |
| 販売店に直接送付する品別                                         |                         |     |     |     |     |           |
| 輸 入 数 量                                              | 年 01月 01日               |     |     |     |     |           |
| 輸 入 品 名 (C1) 下                                       | 西 武 有 限 公 司 西 武 有 限 公 司 |     |     |     |     |           |
| 買 出 品                                                |                         |     |     |     |     |           |
| 輸 入 品 名                                              |                         |     |     |     |     |           |
| 輸 入 年 月 日                                            | 年 月 日                   |     |     |     |     |           |

(備考) 1 この耳紙の大きさは、日本標準規格 A 4 とすること。  
 2 耳紙の厚さは、記載しないこと。  
 3 陸上自衛隊の品管検査等に関する法律施行規則第 10 条において準用する技術書式第 1 編第 1 章に掲げる用紙の幅寸を寸法とするときは、横組及び縦組とも、横組又は縦組を行う方向の寸法を、記載しないこと。  
 4 横組用紙においては、準用する技術書式第 1 編第 1 章に掲げる用紙の幅寸を寸法とするときは、分ける行う縦向き要素又は要素分ける技術の名称、仕様第 17 条の 10 第 4 項において準用する技術第 17 条の 4 第 1 項の縦組の結果を、記載しないこと。

様式第25（第46条関係）

様式第26（第46条関係）

様式第27（第47条関係）

|   |       |       |
|---|-------|-------|
| X | 監製番号  |       |
| X | 公開年月日 | 年 月 日 |

|         |       |
|---------|-------|
| X 整理番号  |       |
| X 受理年月日 | 年 月 日 |

(備考) ① この特約の文言は、日本国憲法第44条とすること。  
② ×の項は、記載しないこと。  
③ 陸海空各品物の生産確保等に関する法律第16条第46条で無効とする規定は、同法第16条第1号に掲げる理由の類推によることは、憲法及び工手行の場所、種類又は加工する方面の事項は、記載しないこと。  
④ 陸海空46条で規定する陸海空第16条第2項第2号に掲げる理由の類推によることは、分析を行う産業実態等又は品目又は品類及び製法の事項、法律第16条の第2項において準用する同法第16条の4第1条の事項の類推によることは、記載しないこと。

|         |       |
|---------|-------|
| X 登记编号  |       |
| X 受理年月日 | 年 月 日 |

(備考) 1 この月紙の大きさは、日本建築規格 A 4 とすること。  
2 × 号の項は、記載しないこと。

食 銀 中 國 藥

〈備考〉 この用紙の大きさは、日本標準製図A4とすること。



[illegible][illegible][illegible]

|                                       |  |   |  |
|---------------------------------------|--|---|--|
| 新 号                                   |  |   |  |
| 收 入 部                                 |  |   |  |
| 氏名又は名称                                |  |   |  |
| 業務所、施設所在地（住所）事業開始の年月及び所在地             |  |   |  |
| 所管官庁及び数量                              |  |   |  |
| 製造物の原料の調達等に関する事項（製造工程）生産の状況（より）取組むこと。 |  |   |  |
| 年                                     |  | 月 |  |
| 日                                     |  | 日 |  |
| 調 査 者                                 |  | 印 |  |

（備考） この用紙の大半を占める「日本製鋼所株式会社」を記入すること。

